

第4章 産業振興施策

第1節 農漁業振興施策

1. 基本計画

(1) 取組みの基本指針

① 農業者の確保・育成と経営力の強化

農業経営の安定と更なる発展を図るため、農業後継者や新規就農者等の育成を支援するとともに、農地の利用集積や保全対策など生産性の向上に取り組み、経営力を強化します。

② 農業生産を支える基盤の充実

農業者が安定的、効率的に生産できる体制を整えるため、ほ場、農道、かんがい排水などの農地整備と農業用水の安定確保を推進し、農業生産基盤の充実に努めます。

③ とよはし農漁業の発信力強化と海外輸出の促進

農漁業の認知度を高めるため、生産から販売までの関係者が一体となり、農産物等の商品力や競争力の強化を図るとともに、アジア市場も視野に入れた戦略的な情報発信や販売促進を進めます。また、新たに設置した「道の駅とよはし」を拠点として地元農作物を市内外に情報発信します。

④ 次世代農業の推進

時代に合った新しい農業を創出するため、産学官連携による研究開発など地域の技術基盤の強化を図るとともに、次世代施設園芸など新技術導入に意欲的な農家等を支援します。また、本市の農業が持続的に発展するよう、次世代農業を支える人材を生み育てる環境づくりを進めます。

⑤ 地産地消の促進

農産物の消費拡大を図るため、学校や事業所等と連携し、豊橋産農産物の特長や旬な情報を提供し、市民の理解を深めます。

(2) 指標

指標名	H26 実績値	R2 目標値
地域の中心となる農業経営体の数	228 経営体	500 経営体
農業生産基盤整備面積	109ha	146ha
あぐりパーク食彩村の来場者数	464,585 人	700,000 人

2. 農漁業振興施策の概要

(1) 農業者の確保・育成と経営力の強化

① 意欲ある農業者の活動支援

認定農業者をはじめ、意欲あふれる農業者の活動を支援するため、基盤となる農地の集積や資金確保のサポートを行うほか、経営の多角化や財務経理等、農業経営に直接生かすことができる研修等を実施します。

また、農業者がこれら支援を円滑に利用できるよう行政、関係団体等との連携による農業者支援のサポート体制を構築します。

○認定農業者をはじめとする農業者支援に取り組めます。

- ・経営管理能力の向上等を目指した研修の実施
- ・農業経営の法人化支援
- ・農業制度資金の普及、推進

○意欲ある農業者への農地集積促進に取り組めます。

- ・農地中間管理事業の実施
- ・農地利用集積円滑化事業の実施
- ・利用権設定等促進事業の実施

○農業者の支援体制充実に取り組めます。

- ・行政、関係団体等との連携によるサポート体制の構築

② 女性農業者、高齢農業者や小規模農家の活躍の場の提供

女性農業者、高齢農業者等、小規模に営む農業者の経営が成り立つ環境を整えるため、少量でも出荷が可能な地産地消の拠点としてあぐりパーク食彩村の取り組みを推進します。

また、家族経営協定の推進や女性農業者団体等への支援を通じ、女性農業者の地位向上を図り、あぐりパーク食彩村との連携を視野に入れるなど農業に従事する多くの女性の力を農業振興に最大限に生かすことができるような環境づくりを進めます。

○あぐりパーク食彩村の機能強化推進に取り組めます。

- ・女性農業者等が活躍できる場や機会の検討
- ・加工食品の試験販売

○女性農業者の活動支援に取り組めます。

- ・女性農業者のスキルアップ支援
- ・豊橋女性農業団体連絡会の活動推進
- ・家族経営協定の推進

③ 新規就農者をはじめとする新たな農業者の育成

新規就農者における就農直後の不安定な生活の支援や、農業後継者就農時の投資支援、農地の取得、就農後の営農のフォローなど、行政、関係団体等が一体となり地域ぐるみで、後継者として農業を引

継ぐ者や新たに農業を始める者を、本市農業の刺激となる農業者に育成する体制を整えます。
また、農業の先端技術を身に付けた人材等を育成し、地域農業の技術強化を図ります。

○新規就農者、農業後継者の育成、支援に取り組めます。

- ・農業次世代人材投資資金を活用した就農後の生活支援
- ・農業委員会、農業団体等との連携による農地確保の支援
- ・国、県の融資制度等の活用による新規就農者の初期投資の支援
- ・農業後継者の経営規模拡大への支援
- ・就農への意欲を向上させる取組みの実施
- ・行政、関係団体等との連携によるサポート体制の構築
- ・次世代農業人材の育成に向けた地域連携・支援方法の検討
- ・農福連携の推進

④農地の効率的な利用の推進

関係団体のネットワークや農地の地図情報システムの活用、また、農地の新たな仲介制度である農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業を軸に、規模拡大、合理化等を進める意欲ある農業者へ農地を集積し、農地の流動化と効率的な利用を推進します。

○意欲ある農業者への農地集積促進に取り組めます。(再掲)

- ・農地中間管理事業の実施
- ・農地利用集積円滑化事業の実施
- ・利用権設定等促進事業の実施

⑤新技術の導入等による生産段階の様々な取組みの推進

施設園芸における IT を活用した環境制御技術による先端的農業など、生産効率や付加価値の向上につながる技術、設備の導入を支援し、農産物の品質向上や生産の安定化を図ることにより、流通に信頼される農産物の生産を推進します。また、水田での新規需要作物の生産を進めるなど、水田の有効利用を図ります。

○収量の確保と品質の向上に向けた生産技術等の導入推進に取り組めます。

- ・次世代型大規模施設園芸拠点の実証成果の地域への普及促進
- ・新たな技術、栽培法や新品種の導入の推進(例:複合環境制御設備の導入支援)

○生産コスト削減の推進に取り組めます。

- ・労働力の削減につながる生産技術、設備等の導入推進
- ・農業や肥料の使用量低減につながる技術や栽培法の導入推進
(例:畝立同時部分施肥技術、IPM)
- ・低コスト資材の導入推進
※IPM・・・総合的病害虫管理

○流通の信頼確保につながる生産段階の取組みを推進します。

- ・品質の向上、均一化のための技術、栽培法の導入推進

- ・農業生産の適正な管理手法導入の推進(例:GAP、HACCP)
- ・農薬や肥料の使用量低減につながる技術や栽培法の導入推進(再掲)
(例:畝立同時部分施肥技術、IPM)
- ※GAP・・・適正農業規範、HACCP・・・食品衛生管理手法

○豊橋らしい農業の継承と推進に取り組めます。

- ・本市農業に蓄積された生産技術、栽培方法の継承(例:農業団体等の生産者組織の取組み)
- ・施設園芸における先端技術の導入促進(例:複合環境制御設備の導入支援)

○水田の有効利用のための新たな取組みを推進します。

- ・飼料用作物等の生産と利用の推進(例:稲 WCS、飼料用米)
- ※稲 WCS・・・稲発酵粗飼料

⑥国等の施策と協調した経営支援策の推進

国の経営安定化対策の柱に掲げる水田をはじめとする農家を対象とした水田農業経営所得安定対策、野菜、鶏卵等の価格安定基金等の加入を促進するとともに農業制度資金の利用の推進や国等の施策と協調した支援策を実施するなど、農業者が安心して、農業生産に取り組めるように農家の経営の安定化を図ります。

○国の経営安定化策等と連動した取組みを実施します。

- ・水田農業経営所得安定対策の推進
- ・農産物の価格変動への対応
- ・農業制度資金の普及・推進

⑦安定した農業生産のための鳥獣被害対策の推進

豊橋市鳥獣被害防止計画に基づき、関係機関、関係団体で組織する豊橋市鳥獣被害対策協議会が主体となり、生物多様性ととのバランスを踏まえつつ、捕獲・防護・鳥獣を寄せつけない環境づくりなど被害防止策を講じ、生産の安定化を図ります。

○鳥獣被害防止計画の推進に取り組めます。

- ・被害状況等を踏まえた計画的な捕獲
- ・地域捕獲団体の立ち上げ支援
- ・侵入防止柵の設置等

⑧環境にやさしい農業と安全・安心な農産物づくりの推進

たい肥の利用、有機農業をはじめとする環境保全型農業や LED などの CO₂ の排出削減につながるグリーン技術の導入等を推進し、環境にやさしい農業の普及に努めます。また、IPM による農薬の適正利用や家畜防疫体制の充実等、安全な農産物づくりを推進するとともに、事業者等の連携によりこれらの情報を発信し、市民に安心感が伝わる取組みを進めることで地産地消につなげます。

○環境保全型農業の推進に取り組めます。

- ・たい肥利用の促進
- ・IPMによる農薬の適正利用の推進
- ・有機農業の推進
- ・エコファーマーの活動推進

○農業分野へのクリーン技術導入の推進に取り組めます。

- ・太陽光利用による施設園芸の高度化(植物工場化)
- ・省エネ技術、設備の導入啓発(例:LED)

○安全・安心な農産物づくり

- ・IPMによる農薬の適正利用の推進
- ・農業生産の適正な管理手法導入の推進(例:GAP、HACCP)
- ・家畜防疫体制の充実
- ・市民等への情報発信(例:生産履歴の公開、取組みの紹介)

⑨バイオマス資源等の利活用をはじめとする循環型農業の推進

家畜の糞尿等のバイオマス資源を利用した高品位のたい肥づくりを進めるとともに、その利用を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を推進します。

○たい肥を介した循環型農業の推進に取り組めます。

- ・畜産農家による高品位たい肥づくりの推進
- ・耕種農家や市民等のたい肥の利用推進

(2) 農業生産を支える基盤の充実

①優良農地の確保

適切な農地利用を推進するとともに、耕作放棄地対策や再ほ場整備等による農地の有効活用など優良農地の保全、確保に取り組めます。

○農地のたん水被害を未然に防止するため、老朽化した排水機場等の更新をします。

地区名	事業期間	摘要
植田地区	平成24年度～令和元年度	排水機場等整備
新老津地区	平成25年度～令和元年度	〃
新清須地区	平成26年度～令和2年度	〃
新高師地区	平成28年度～令和4年度	〃
大村東地区	平成28年度～令和5年度	〃
大村西地区	平成28年度～令和4年度	〃
野依地区	平成29年度～令和5年度	〃
新梅藪地区	平成30年度～令和6年度	〃
三郷地区	令和元年度～令和7年度	〃

○老朽化した排水路の改修を行います。

地区名	事業期間	摘要
五間川地区	平成 27 年度～令和元年度	排水路工

○農地を集団化するとともに生産性の高い農地を整備するため、ほ場整備事業を支援します。

地区名	事業期間	摘要
五号地区	平成 26 年度～令和 2 年度	区画整理等
三郷地区	平成 29 年度～令和 8 年度	〃
東細谷地区	平成 30 年度～令和 9 年度	〃

○農地を保全すべき区域の明確化に取り組みます。

事業内容	事業期間
農業振興地域整備計画の見直しと推進	平成 27 年度～令和 6 年度

○耕作放棄地(遊休農地)対策に取り組みます。

事業内容	事業期間
耕作放棄地の解消	平成 20 年度～令和 7 年度
耕作放棄地の発生防止	

②安定した農業用水の確保

農業用施設の老朽化に伴う改築や耐震補強を行うとともに、水の有効利用及び渇水時の備えなど効率的な水利用を行うための整備を推進します。

○基幹水利施設である豊川用水の耐震補強等の事業を推進し、農業生産の安定化に努めます。

事業内容	事業期間
豊川用水二期事業の農家負担分を軽減	平成 24 年度～令和 14 年度

○用水の安定供給を図るため、パイプラインの新設等を行うための事業を支援します。

地区名	事業期間	摘要
二回地区	平成 27 年度～令和 3 年度	用水路工等
神野新田地区	平成 28 年度～令和 3 年度	用水路工

○堤体等の耐震化を図るため県営防災ダム事業を推進します。

地区名	事業期間	摘要
嵩山池地区	平成 30 年度～令和 3 年度	堤体工
影色池地区	令和 元 年度～令和 4 年度	実施設計

③農村環境の保全・整備

農道整備を推進し、農村地域の環境を改善します。

○農村保全活動を推進します。

自然環境の保全や良好な景観の形成等農地の有する多面的機能を十分に維持・発揮するため、農道や用排水路などの地域資源を適切に保全管理する活動組織を支援します。

・事業実施地区 西郷地区はじめ 32 地区

○県営農道整備事業を推進します。

地区名	事業期間	摘要
五号地区	平成 29 年度～令和元年度	舗装工

(3)とよはし農漁業の発信力強化と海外輸出の促進

①異業種連携を生みだす仕組み「食農産業クラスター」の推進

農業を中心とした異業種連携を生みだす仕組みとして、食農産業クラスターを推進し、流通業、観光産業とタイアップした新商品開発、農産物の長期保存技術の導入など農産物の付加価値向上につながる農工商連携など農業分野と異業種分野との連携の強化を図ります。

○農工商連携による新商品開発の推進に取り組めます。

- ・流通業等とのタイアップによる商品、健康食品、土産品などの商品の開発
- ・農産物の長期保存技術等の導入

○農業分野へのクリーン技術導入の推進に取り組めます。(再掲)

- ・太陽光利用による施設園芸の高度化(植物工場化)
- ・省エネ技術、設備の導入啓発(例:LED)

②戦略的販売促進と情報発信

観光の取組みやシティプロモーションとの連携による販売、情報発信を意識し、「とよはし農業」を首都圏から全国へ発信します。また、インターネットやマスコミを効果的に活用した情報発信、海外の富裕層をターゲットとした海外販売戦略など、農業、観光、行政をはじめとする農産物等の生産から販売までの関係者が一体で、戦略的に販売促進を進めます。

○国内外への戦略的販売促進に取り組めます。

- ・豊橋産加工食品の海外販路開拓・拡大の促進
- ・生産～販売関係者が一体で取組む大消費地での販売促進
- ・海外の富裕層をターゲットとした戦略的販売促進
- ・農産物の長期保存技術等の導入
- ・シティプロモーションと連携した農産物等の販売の実施
- ・観光と連携した取組みの実施(例:農業体験、産直ツアー)

○道の駅とよはしの機能強化推進に取り組めます。

- ・情報提供コーナーの設置
- ・農業と連携した観光情報の発信
- ・来場者の増につながる新たなコンテンツの開発

③食品の高付加価値化推進

本市食品のブランド化及び高付加価値化を進めるため、本市で生産される農産物や加工食品について、厚生労働省基準よりも精緻な項目を満たす必要のある高度な HACCP の導入を目指す事業者の取組みを支援します。

(4) 次世代農業の推進

① 先端農業技術の普及支援

次世代施設園芸実証拠点などにおける農産物の品質や収量の向上を目的とした技術実証に対して支援するとともに、実用可能な先端農業技術の地域への普及促進に取り組むことで、産地競争力の更なる強化を図ります。

○ 先端農業技術の普及支援

- ・次世代施設園芸実証拠点の管理運営に対する支援
- ・低コスト耐候性ハウスや高度な環境制御技術等を活用した施設園芸の普及促進
- ・栽培方法や設備等に関する先端技術の実証及び地域への普及に対する支援

○ 先端農業人材育成の支援

- ・植物工場における栽培管理者の育成
- ・大学生等のインターンシップの受入れ

○ 畜産クラスターの推進

- ・豊橋地域畜産クラスター協議会を中心に実施する地域畜産業の収益力強化に対する支援
- ・豊橋産畜産物の販売促進活動や新たな商品作りに対する支援

(5) 地産地消の促進

① 地産地消の推進や消費者(市民)の農業への理解・信頼の確保

事業者等による豊橋産農産物の販売や学校給食や社員食堂への導入を進め、地産地消を推進します。また、これらの取組みとの連携を図りつつ、消費者(市民)への啓発活動や農業者との交流活動を進め、農業への理解や信頼の確保を図ります。

○ 事業者等と連携した取組みを推進します。

- ・豊橋産農産物の販売、利用促進
- ・学校給食、社員食堂等との連携による豊橋産農産物の活用推進
- ・消費者への啓発活動

○ 消費者と農業者の相互理解の推進に取り組めます。

- ・消費者と農業者の交流の促進(例:消費者と農業者の意見交換、交流イベント)

○ 市民の農業への理解の推進に取り組めます。

- ・農業者による農業講座等の実施
- ・市民農園の利用促進

○ 道の駅とよはしの機能強化推進に取り組めます。

- ・豊橋産農産物関連情報の市民に向けた発信
- ・豊橋産農産物のPRにつながる加工品の開発や試験販売
- ・豊橋産農産物を活用したセミナー等の開催

②食農教育など農業の大切さを伝える取組みの推進

農業者、教育・保育現場、行政等が連携し、農業体験や農業者とのふれあいを通じて、命の大切さ、食の大切さ、農業の大切さを未来の農業を支える子供たちに伝える取組みを推進します。

○食農教育の推進に取組みます。

- ・農業と食への理解を深めるための農業体験等の実施(例:市民農園の活用)
- ・学校給食とタイアップした取組みの実施(例:農業体験と学校給食のタイアップ)
- ・学校、幼稚園、保育園等、教育・保育現場が必要とするツールの充実
(例:親を意識したパンフレットやDVDによる情報提供、農業者による講座等)
- ・意識の高い市民との連携による大人への食農教育を意識した取組み
(例:意識の高い市民の育成、意識の高い市民の活用による啓発活動)
- ・豊橋産農畜産物の魅力を発信できる「キッズ豊橋農業マイスター」を育成



道の駅とよはし

3. 重点事業・計画

(1) 食農産業クラスター推進計画

①目的

農産物の価格低迷や輸入農産物の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっている状況において、農業、食品産業及び関連産業など、「食」と「農」を核とする産業集積を推進し(クラスターの形成)、地域食材を活用した新商品開発等により、農業をはじめとする地域産業の活性化を図る。

※クラスターとは、もともとは「ぶどうの房」を意味する。ここでは地域の食材、人材、技術等の資源を有効的に結びつけ、新たな製品、販路、地域ブランド等を創出することを目的とした集団を示す。

②計画の概要

ア) 基本方針 < 価値創造型 フード・カルチャーの発信 >

「食」と「農」をテーマに異業種が連携し、価値を創造しながら豊橋の食文化を発信する。

- 豊橋らしさ(地域の特色)のアピール
- 消費者への信頼性の確保(安全・安心・環境への配慮等)
- 消費者等が求める様々な付加価値の創造

イ) 基本的な方向(商品づくり、価値観づくり、流通・販売)

- 商品づくり **【視点】**農畜産物の種類、品質、商品のコンセプト等
- 価値観づくり **【視点】**農畜産物の特徴、消費者への安全、安心の保証等
- 流通・販売 **【視点】**対象の違い(市場、利用者の違い等)

ウ) 推進組織

- 食農産業クラスター推進協議会(事務局:株サイエンス・クリエイト)
 - ・ 農業、食品産業、支援・研究機関、行政機関、その他異業種が一堂に会する協議会
 - ・ 役割 異業種の出会いの場、連携のコーディネート、地域ブランドの育成等

③主な事業内容

- イベントの開催(講演会、パネルディスカッション、パネル展示等)
- 豊橋産農産物等を活用した新商品開発

第2節 工業振興施策

1. 基本計画

(1) 取組みの基本方針

① 中小企業の経営基盤の強化と人材育成

中小企業の振興発展のため、設備投資や販路開拓など事業者の意欲的な取組みを促進するとともに、研修等の開催を通し事業活動を支える人材の育成と確保を支援します。

② 製品開発力や技術力等の向上と新規産業の創出

事業者の製品開発力や技術力等の向上を図るため、大学と企業との共同による研究開発を促進します。さらには、研究開発から新規産業の創出へとつながるよう、新分野進出や起業・創業など事業者の取組みを支援します。

③ 円滑な企業活動の促進と企業誘致の推進

産業活動の促進を図るため、広域幹線道路網や港湾施設など産業基盤の整備を促進するとともに、新たな産業用地の確保や近隣自治体との連携による企業誘致を推進します。

(2) 指標

指標名	H26 実績値	R2 目標値
ものづくり・夢づくり支援事業による支援件数	61 件	100 件
研究開発に対する支援件数	12 件	15 件
産業用地における立地企業数	36 社	45 社

2. 工業振興施策の概要

(1) 中小企業振興対策事業

市内中小事業者の近代化及び合理化の促進、企業活動の活発化を図るため各種事業を実施している。

① 中小企業振興助成金

中小事業者が設備の近代化、合理化を図るため、新しく取得した機械・装置に対し、当該設備等の課税標準額の 4.2%以内の助成金(限度額:300 万円)を交付。

○助成金交付制度の概要

対象者	特定の事業を主として2年以上市内で継続して営んでいる中小事業者 ※市税の滞納がないこと
助成対象設備	平成 30 年 1 月 2 日から平成 31 年 1 月 1 日までに当該事業の目的のために取得し、直接事業の用に供する機械・装置で、市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額が次の要件を満たすもの 卸売・小売業、サービス業 1 設備 30 万円以上のもの 鉱業、建設業、製造業、運輸業等 1 設備 100 万円以上のもの
助成金の額	市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の 4.2%以内で、1 事業者につき 300 万円を限度

助成金の申請	平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで
助成金交付時期	令和 2 年 6 月(予定)

○助成金交付実績

交付年度	件数	助成金額(円)	交付年度	件数	助成金額(円)
昭和 49 年度	113	25,110,440	平成 9 年度	224	148,984,260
50 年度	112	27,041,750	10 年度	270	166,210,070
51 年度	58	16,698,930	11 年度	292	200,929,310
52 年度	163	30,985,700	12 年度	232	147,565,830
53 年度	151	39,934,710	13 年度	188	105,037,010
54 年度	182	48,538,810	14 年度	181	127,183,030
55 年度	195	54,411,000	15 年度	178	125,617,600
56 年度	207	67,223,520	16 年度	177	124,357,450
57 年度	252	81,050,150	17 年度	234	145,795,970
58 年度	250	77,947,350	18 年度	234	193,824,940
59 年度	233	73,406,370	19 年度	265	189,703,580
60 年度	208	70,801,520	20 年度	247	194,760,460
61 年度	277	95,430,520	21 年度	277	189,081,770
62 年度	280	101,274,240	22 年度	251	178,530,400
63 年度	197	79,480,120	23 年度	196	138,573,540
平成元年度	220	82,954,310	24 年度	199	130,344,010
2 年度	262	101,053,400	25 年度	175	122,775,740
3 年度	271	119,148,400	26 年度	199	160,585,780
4 年度	288	178,211,770	27 年度	185	151,439,560
5 年度	278	205,570,090	28 年度	212	165,695,490
6 年度	277	195,037,800	29 年度	201	163,164,300
7 年度	255	168,420,050	30 年度	200	165,136,690
8 年度	241	166,008,240			

②ものづくり・夢づくり支援事業

ア)知的財産権取得事業費補助金

中小事業者の競争力や経営基盤の強化の支援として、知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権)の取得に要する経費の一部を助成。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内に本店がある全従業員数 100 人以下の中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象事業	特許権・実用新案権・意匠権の取得事業
対象経費	特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る経費 (いずれも弁理士費用を含む)
補助金の額	対象経費の 2 分の 1 の額で、出願は、15 万円を限度 (注)年 3 回が限度(1,000 円未満切り捨て)

○補助金交付実績

年度	事業	件数	金額(円)
平成 16 年度	特許権	5	356,000
17 年度	特許権	16	837,000
18 年度	特許権	15	918,000
19 年度	特許権	10	791,000
20 年度	特許権	11	1,266,000
	実用新案権	5	504,000
21 年度	特許権	11	1,164,000
	実用新案権	5	563,000
22 年度	特許権	12	1,683,000
	実用新案権	4	402,000
23 年度	特許権	8	1,054,000
	実用新案権	3	350,000
24 年度	特許権	8	1,161,000
25 年度	特許権	13	1,841,000
	実用新案権	1	145,000
26 年度	特許権	4	592,000
	実用新案権	3	326,000
27 年度	特許権	8	945,000
	実用新案権	1	132,000
28 年度	特許権	12	1,557,000
	実用新案権	1	150,000
	意匠権	3	65,000
29 年度	特許権	13	1,630,000
	実用新案権	1	121,000
	意匠権	3	155,000
30 年度	特許権	3	422,000
	実用新案権	1	124,000
	意匠権	3	45,000

イ)産学共同研究等支援事業費補助金

中小事業者や中小企業団体が新技術、新製品開発のために行う大学等との共同研究、委託研究に対して補助金を交付する制度。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内に本店がある全従業員 100 人以下の中小事業者(個人・法人) 各構成員の従業員数が 100 人以下の市内中小企業団体 ※市税の滞納がないこと
対象事業	中小事業者や中小企業団体と大学等との共同研究、委託研究 ※ 大学等:大学、高等専門学校、国公立の試験研究機関、独立行政法人
対象経費	共同研究、委託研究で大学等に支払う経費
補助金の額	対象経費の 2 分の 1 の額で、1 回につき 50 万円を限度 (注)年 2 回が限度

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成 18 年度	1	500,000	平成 25 年度	3	1,447,000
19 年度	2	952,000	26 年度	4	1,713,000
20 年度	5	1,894,000	27 年度	3	1,187,000
21 年度	6	2,480,000	28 年度	3	1,216,000
22 年度	7	2,204,000	29 年度	5	2,008,000
23 年度	4	949,000	30 年度	6	2,345,000
24 年度	2	499,000			

ウ)販路開拓支援事業費補助金

中小事業者や中小企業団体の市場開拓、販路拡張を図るため、展示商談会等への出展に対して補助金を交付する制度。平成 19 年度からは対象事業に国外で開催される展示会への出展を追加した。また、平成 24 年度からは国外出展について、対象を全従業者数 100 人以下から 300 人以下の中小事業者等に拡大するとともに、展示会会場における通訳費用を補助対象経費に追加した。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内に本店がある全従業者 100 人以下(国外で開催される展示会等へ出展した場合は 300 人以下)の中小事業者(個人・法人)及び市内中小企業団体 ※市税の滞納がないこと		
対象事業	名古屋市内、愛知県国際展示場及び県外(国外を含む)で開催される展示商談会への出展(ただし、即売を主目的にしているものを除く)		
対象経費	展示商談会の主催者等へ支払う経費、展示商談会等の会場における通訳費用 ※通訳費用は、1 日 3 万円を限度 ※国外については、渡航費を含む 渡航費は、宿泊費及び航空賃(燃油特別付加運賃、空港施設使用料、航空保険料等を含む。)とする。ただし、宿泊費は 1 人 1 泊 1 万円、航空賃は 1 人往復 5 万円(エコノミークラス以下の利用)で、2 人分を限度とする。		
補助金の額	対象となる経費の 2 分の 1 の額		
	全従業者数	50 人以下	51 人～100 人 (国外は 300 人)
	補助金の額	国内 20 万円を限度 国外 30 万円を限度	
	申請件数	年 2 回まで	年 1 回まで

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成 18 年度	26	3,909,000	平成 25 年度	45	6,377,000
19 年度	41	5,859,000	26 年度	43	6,927,000
20 年度	47	6,655,000	27 年度	59	9,478,000
21 年度	32	4,279,000	28 年度	50	8,133,000
22 年度	32	3,598,000	29 年度	59	9,651,000

23 年度	27	3,420,000	30 年度	50	8,694,000
24 年度	38	4,497,000			

エ) 創業者支援事業費補助金

中小事業者の創業時の支援として、事務所等の賃料に対して補助金を交付する制度。

○補助金交付制度の概要

対 象 者	全従業員数が 50 人以下の市内の中小事業者のうち、主として事業者を主な取引相手方とする事業を行う方 ※市税の滞納がないこと
対象事業	(1) 創業 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始(個人事業主)又は新たに会社を設立(法人)した際に、住居とは別に市内の建物を新たに賃借し、事務所等として使用した場合 (2) 二次創業 市内に創業した個人が、これまで行っていた事業の属する業種とは異なる事業を行うために、新たな会社(法人)を設立した際に、住居とは別に市内の建物を新たに賃借し、事務所等として使用した場合(常時雇用される従業員を新たに2人以上雇用する場合のみ対象となります。) ※事務所等とは:事務所、営業所、工場等、主として事業者を取引の相手方とする事業活動の用に供する施設 ※新たに賃借する建物とは:事業主(法人の場合は代表者)又は事業主(代表者)と生計を一にする者の所有ではない建物
対象経費	事務所等の月額賃料(敷金、礼金、共益費、光熱水費を除く)
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、月額5万円を限度
補助期間	補助開始月から1年以内

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成 19 年度	11	1,853,000	平成 25 年度	12 (※5)	2,789,000
20 年度	23 (※13)	5,612,000	26 年度	7 (※3)	1,209,000
21 年度	23 (※11)	5,082,000	27 年度	6 (※3)	1,553,000
22 年度	18 (※8)	3,512,000	28 年度	7 (※4)	1,925,000
23 年度	20 (※12)	3,827,000	29 年度	9 (※5)	1,979,000
24 年度	18 (※8)	3,950,000	30 年度	9 (※4)	2,203,000

※新規受付分

オ)起業支援事業費補助金

中小事業者の創業時の支援として、市内で新たに起業する際に係る費用に対して補助金を交付する制度であり、平成 26 年度より新設。また、平成 27 年度には対象業種に建設業、運輸業(特定の業種を除く)を、平成 29 年度には飲食料品小売業(製造小売業のみ)をそれぞれ追加した。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内において新たに事業を開始してから1年以内で、全従業者数が 50 人以下の中小事業者で、認定支援機関に事業計画の策定に係る指導及び助言を受けており、起業後においても認定支援機関による指導及び助言を継続的に受けるもの ※市税の滞納がないこと
対象業種	建設業、製造業、情報通信業(特定の業種を除く)、運輸業(特定の業種を除く)、または飲食料品小売業(製造小売業のみ)を主とする業種
対象経費	事務所の改装に係る経費、設備及び備品購入に係る経費、広告宣伝に係る経費、法人登記に係る経費
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、法人 50 万円、その他 30 万円を限度

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
平成 26 年度	0	0
27 年度	3	868,000
28 年度	0	0
29 年度	3	900,000
30 年度	6	2,400,000

③企業 BCP 策定支援事業費補助金

中小事業者等のBCP策定の支援として、BCPの策定又は改訂に際し係る費用に対して補助金を交付する制度であり、平成 27年度より新設。

○補助金交付制度の概要

対象者	市内の中小事業者等 ※市税の滞納がないこと
対象経費	BCPの策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用
補助金の額	補助対象経費の2分の1の額で、年間 3 万円を限度 ※1,000 円未満切捨て

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)
平成 27 年度	2	53,000
28 年度	7	210,000
29 年度	3	90,000
30 年度	4	120,000

④とよはし製品活用支援事業

市内中小事業者が製造する優れた製品の周知や地域資源を活用したグッズなどを商品化し、産業プロモーションを通じて中小事業者や伝統産業の活性化を図る。

・防犯カメラ、刺子・織布グッズ、缶たんつぶし機

(2)新事業創出・産学交流促進事業

株式会社サイエンス・クリエイト等が実施する各種事業を支援し、地域産業の活性化や高度化を促進するほか、新産業の創出を図る。

①イノベーション創出等支援事業補助金

地域企業における新製品開発や新規事業創出をさらに促進するため、株式会社サイエンス・クリエイトが実施する企業や大学研究者等による共同開発や特定分野等の研究開発に対して補助金を交付する制度。

○平成 30 年度補助金交付実績

分野	件数	金額(円)	備考
産学連携分野	8	14,000,000	終了 4 件
特定分野	3	4,152,579	終了 3 件
地域課題解決分野	2	2,000,000	終了 2 件

②新規ビジネス創造支援事業補助金

本地域における創業・起業を促し、地域産業の活性化につなげることを目的として、株式会社サイエンス・クリエイトが実施する「東三河ビジネスプランコンテスト」及び新規事業創出をテーマとしたセミナーの開催に対して補助金を交付する制度。

③オープンデータビジネス創出事業

産学官連携や広域連携によりオープンデータを継続的に増やすとともに、オープンデータを活用した市民参画型ワークショップの開催等を通じて、新たなサービスや地域課題の解決を図る。

④衛星データ利活用可能性調査事業

衛星データを活用した地域課題の解決や新たなビジネスの創出について、そのニーズや事業化の可能性を調査する。

⑤社会人キャリアアップ支援事業補助金

多様な人材の育成等を通じて地域産業を活性化させることを目的として、株式会社サイエンス・クリエイトが実施する人材交流型のセミナーやシンポジウム等の開催に対して補助金を交付する制度。これにより、自治体、大学及び企業の「知」、「技」を活用した社会人のキャリアアップを、地域が一体となって推進する体制を構築していく。

⑥豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金

デジタル工作機械が利用できるものづくり施設「メイカーズ・ラボとよはし」、様々な業種の人材が集う「Startup Garage」及び地元農産物の加工食品を開発する「アグリフード・ラボ」を備え、豊橋サイエンスコア1階に広がる「豊橋イノベーションガーデン」を核として、豊橋サイエンスコアに集う多様な人材の交流・連携を促進し、新商品開発や新規ビジネス創出の加速化を図る。

⑦学生の学びと交流空間整備事業

南部窓口センター2階の遊休空間を活用し、学生の学びと交流を創出するスペースを整備する。

(3)人材育成事業

地域産業の活性化を支える人材を育成するため、顕彰制度等を実施している。

①「とよはしの匠」顕彰事業

ものづくりを支える優れた技能者を認定し、広く社会に周知するとともに、技の継承を図る。

平成25年度からは、若手技能職者を対象とした「明日の匠」部門を新設した。

＜くすのき賞・つつじ賞＞被認定者

(敬称略)

年度	くすのき賞(機械工作部門)	つつじ賞(その他の部門)
平成10年度	水梨豊三(ステンレス加工)	松井國男(建具製作)
平成11年度	杉浦公浩(金型工)	大場龍広(宮大工)
平成12年度	林 雄三(鋳造、肉盛溶接、溶射)	浅倉高月(畳職、内装施工)
平成13年度	村上文雄(木型工) 小原勝憲(金属プレス金型製作)	杉浦 功(宮大工) 田中 満(鬼板師)
平成14年度	家喜克巳(工具の研削)	—
平成15年度	鈴木邦宏(樹脂金型製作) 雨宮久男(研削加工)	後藤孝雄(建具製作) 松井道明(宮大工・数寄屋大工) 大藏節次(木地師) 白井弘二(大工)
平成16年度	河合和明(板金加工) 藤原喬之(精密機器製作)	中野春一(木工船模型製作) 朝倉秋男(水産練製品製造)
平成17年度	松下 充(フライス盤加工)	櫻井達也(中国料理調理) 会田五郎(建具製作) 狩野保二(和菓子製造)
平成18年度	杉野修一(機械装置製作)	—
平成19年度	—	近田雅司(寝具製作)
平成20年度	菅沼伸吉(板金加工)	林 昭 (健康茶製造)
平成21年度	松澤猪市(野鍛冶)	伊藤一士(染色用型彫り)
平成22年度	—	加藤智久(建築大工)
平成23年度	長井次夫(鋳物製造)	寺田日出夫(農具製造)
平成24年度	山本佳夫(撓鉄)	—
平成25年度	高藻 勉(木工旋盤)	山田信治(ガラス加工)

平成 26 年度	—	松井美喜夫(建具・指物)
平成 27 年度	—	今泉昭弘(左官) 羽田 覚(水産練製品製造)
平成 28 年度	楠本好行(金属プレス加工・金型製作加工) 桜井 誠(精密工具製造)	—
平成 29 年度	—	兵藤義男(注文紳士服・婦人服の縫製) 山口清子(寝具製作)
平成 30 年度	福田訓央(プラスチック成形) 鈴木政敏(ハンマー型鍛造)	岡本行史(絹反物型染)
計 47 名	21 名	26 名

<明日の匠>被認定者 ※平成25年度～ (敬称略)

年度	明日の匠(若手技能職者を対象)	
平成 25 年度	神谷 豊(造園)	
平成 26 年度	木村裕重(造園)	後藤純文(建具)
平成 27 年度	百合嶋 薫(左官)	横田智秀 ^{とび} (鳶)
平成 28 年度	望月成高(宮大工)	
平成 29 年度	石原幸英(和菓子製造)	
平成 30 年度	塚本 豪 ^{とび} (鳶)	
計 8 名	8 名	

②高校生技術アイデア賞

東三河地域に在住、在学する高校生を対象に、ものづくりに関するアイデア及び作品を募集し、優秀な作品を表彰することにより、将来のものづくり技術を支える探究心や、創造性に富んだ人材育成の一助とする。なお、平成23年度からは、より多くの生徒が応募しやすいようアイデアのみを評価するアイデア部門と作品を評価する作品部門の2部門に改変した。

○平成30年度「作品部門」結果 <応募数:3校14件> (敬称略)

区分	応募者	作品名
最優秀賞	豊川工業高等学校 機械科3年 課題研究班「T・K・Cジュニア」 中根 陸太 他7名	室外機ンキン！！
優秀賞	豊橋工業高等学校 電子機械科3年 松下 香輝 他4名	アッシュ〜ゴミを3分の1にできるゴミ箱〜
	豊川工業高等学校 電気科3年 武田 進太郎 他6名	豊川のイケさん(イケてる三輪車)
入選	宝陵高等学校 衛生看護科3年 伊藤 花凜 他3名	あたま楽くん
	宝陵高等学校 衛生看護科3年 小西 美槻 他3名	RAKURAKUちゃん

○平成30年度「アイデア部門」結果 <応募数:6校425件> (敬称略)

区分	応募者	作品名
最優秀賞	豊丘高等学校 生活文化科1年 早川 瑛乙	はさんで簡単！調味料出しクリップ
優秀賞	豊橋商業高等学校 国際ビジネス科3年 伊藤 里奈	洗いやすいとう
	豊橋商業高等学校 総合ビジネス科3年 酒井 理菜子	ムダがない！！リップクリーム
入選	新城高等学校 生活創造科3年 牧野 楓	修正スタペン
	藤ノ花女子高等学校 食物科1年 安形 沙耶	分けて使える目薬

③地域技能者活用事業

地域の優れた熟練技能者を地元工業高校へ派遣し、高校生に実践的な技術・知識を伝え、ものづくり産業を担う人材を育成する。

○平成30年度実施内容<場所:豊橋工業高等学校>

指導科目	期間	受講生徒数	講師
普通旋盤作業 (3級合格者)	8/22～12/19 (13日間)	6名	株式会社デンソー豊橋製作所
電気工事士 (第一種)	10/16～11/22 (11日間)	28名	東三河電気工事協同組合

④中小企業人材育成支援研修

中小事業者の組織力・技術力の向上を図るため、実習を中心とした実務的な研修を実施。

開催日	会場	受講者数等
平成30年5月～12月	豊橋サイエンスコア他	17講座 167名 (平成5年度から実施)

(4) 工業生産基盤の整備と企業誘致の推進

新規産業の立地を促進し雇用機会の拡大や市勢の発展を図るため、工業生産基盤の整備（広域幹線道路網の整備促進等）と企業誘致活動を実施している。

① 工業用地の整備・分譲

土地利用との整合を図りつつ適切な企業立地を促進するため、豊橋市と愛知県企業庁が臨海部及び内陸部に工業用地を整備し分譲している。早期の分譲を図るため、価格の見直しを適宜行うとともに分納制度やリース制度も導入している。平成 24 年に若松地区、平成 26 年に豊橋石巻西川地区、平成 29 年に豊橋リサーチパークが完売した。また、内陸用地への進出要望の高まりを受け、国道 23 号名豊道路沿線の内陸部に新たな産業拠点として、三弥地区をはじめとした工業用地の開発・検討を進めている。

○ 工業用地の一覧

区分	地区名	工業用地面積 (ha)	立地状況等(平成 31 年 3 月現在)		事業主体	分譲形態		
			分譲済 (ha)	分譲中 (ha)		一括	分納	リース
臨海部	神野西 1 区	51.60	48.42 (5 社立地)	3.18	企業庁	○	○	○
	御津 2 区	40.15	36.49 (6 社立地)	3.66		○	○	○
	小計	91.75	84.91	6.84				
内陸部	豊橋石巻西川地区	7.66	7.66 (10 社立地)	※分譲終了	企業庁	○	○	○
	豊橋若松地区	17.78	○西地区 11.57 (14 社立地) ○東地区 6.21 (2 社立地)	※分譲終了		○	○	○
	豊橋リサーチパーク	3.78	サイエンス・クリエイト 21 計画のベンチャーパークとして、研究開発等に意欲的な中小企業の集積を図る。	※分譲終了	豊橋市	○	○	○
			サイエンス・クリエイト 21 計画のリサーチパークとして、地方拠点都市法に基づくオフィス・アルカディア構想を適用して整備し、研究所、事務所等の産業業務施設の集積を図る。					
小計	29.22	29.22	0					
合計		120.97	114.13	6.84				

※分納制度については、愛知県企業庁は 10 年間の割賦制度で、豊橋市は 5 年間としている。

② 企業誘致活動

新規産業の立地を促進し市勢の発展を図るため、企業誘致活動を行っている。具体的には、直接企業と接することを重視し、関西・関東地区及び近隣市の企業への訪問や企業誘致説明会、立地企業情

報交換会を実施している。この他、近隣市と連携した積極的な地域情報の発信と効果的な企業誘致に取り組んでいる。

ア) 企業誘致説明会

関西地区等に本社のある企業を主対象に、工業用地や優遇制度の紹介等、本市の優位性について説明会を行っている。(昭和 60 年度から実施、うち大阪市での開催は平成 11～13 年度、平成 16～30 年度)

○開催実績

開催日	会場	参加企業(者)数
平成 31 年 2 月 18 日(月)	ホテル日航大阪	26 社(34 名)

イ) 立地企業情報交換会

市内に立地する企業と行政、及び企業同士の情報交換の場を設け、今後の事業展開・要望等の情報収集を行っている(平成 21 年度から実施)。平成 30 年度は、豊橋リサーチパーク及び石巻地区に立地する企業を対象に実施した。

○開催実績

開催日	開催地区	参加企業(者)数
平成 30 年 8 月 28 日(火)	豊橋リサーチパーク	11 社(13 名)
平成 30 年 11 月 22 日(木)	石巻地区	11 社(14 名)

ウ) 東三河 5 市企業誘致推進連絡会議

広域連携による企業誘致を進めるため東三河 5 市企業誘致推進連絡会議を組織し、5 市(豊橋・豊川・蒲郡・新城・田原)共同での展示会出展や各市主催事業の相互協力を行うことにより、地域の情報発信や誘致活動を推進している。

○出展実績

開催期間	展示会名	会場
平成 30 年 11 月 7 日(水) ～10 日(土)	メッセナゴヤ	ポートメッセなごや

○東三河 5 市企業用地見学ツアー

開催日	開催地区	参加企業(者)数
平成 30 年 11 月 6 日(火)	○豊橋三弥地区(豊橋市) ○田原1区、田原浦片地区(田原市)	35 社(55 名)

③立地企業に対する助成

ア)企業立地促進制度

地方拠点都市法に基づく産業業務拠点地区及び特定地域への立地に対し、奨励金を交付している。

○奨励金交付制度の概要

種別	奨励内容	限度額
立地奨励金	1 豊橋リサーチパーク ①固定資産税(土地・家屋)相当額を5年度間 固定資産税(償却資産)相当額を3年度間 ②投下固定資産額(家屋・償却資産)の20% ③土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%)	①なし ②3億円 ③3億円 (研究開発施設の場合4億円)
	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) (1)工業団地(豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁の分譲地)であって、土地開発公社又は企業庁から用地の取得又は借受けをした場合 ①固定資産税(土地・家屋)相当額を5年度間 都市計画税(土地・家屋)相当額を5年度間 固定資産税(償却資産)相当額を3年度間 ②投下固定資産額(家屋・償却資産)の10%(土地開発公社の場合20%) ③土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%) (2)(1)以外の場合 ①固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額を3年度間 都市計画税(土地・家屋)相当額を3年度間	
立地奨励金	1 豊橋リサーチパーク ・固定資産税(家屋・償却資産)相当額を3年度間	単年度 5千万円
	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) ・固定資産税(家屋・償却資産)相当額を3年度間 ・都市計画税(家屋)相当額を3年度間	
事業促進奨励金	1 豊橋リサーチパーク ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間	なし
	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) (1)工業団地(豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁の分譲地)であって、土地開発公社又は企業庁から用地の取得又は借受けをした場合 ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間 (2)(1)以外の場合 ・事業所税(資産割)相当額を3年度間	
事業促進奨励金	1 豊橋リサーチパーク ・事業所税(資産割・従業者割)相当額を5年度間	なし
	2 特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地) ・事業所税(資産割)相当額を3年度間	
雇用促進奨励金	1 新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員1人あたり40万円 2 転入児童1人あたり10万円	1 4千万円 2 2千万円
環境推進奨励金	太陽光発電施設の設置経費の3分の1 (1kwあたり100万円を上限) 雨水活用施設の設置経費の3分の1 (1tあたり20万円を上限)	1千5百万円

	緑地整備経費の2分の1 (1㎡あたり1万円を上限)	1千万円
--	------------------------------	------

※奨励金の種類ごとに適用要件あり。

※平成28年度から本社機能(事務所、研究所、研修所)の移転・拡充についても、本制度の対象とした。

※平成31年4月より土地取得費、転入した従業員と児童についても奨励金交付制度の対象とした。

○奨励金交付実績(過去6年)

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成25年度	44	239,728,000	28年度	33	183,560,000
26年度	41	205,996,000	29年度	32	167,901,000
27年度	35	304,042,000	30年度	25	136,137,000

イ)テナントオフィス誘致補助金

企業の事務所、研究施設を誘致し、雇用の創出、産業振興を図るため、事務所等の月額賃料に対して補助金を交付する制度であり、平成27年に新設。

○補助金交付制度の概要

補助対象	新たに事務所等を賃借して本市に進出する企業
対象分野	(1)製造業(09食料品製造業から32その他製造業まで) (2)情報通信業(39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業) (3)学術研究、専門・技術サービス業(72専門サービス業(726デザイン業、728経営コンサルタント業に限る)、73広告業、74技術サービス業(他に分類されないもの)(742土木建築サービス業、743機械設計業に限る))
補助対象経費	事務所等の月額賃料 ※敷金、礼金、共益費、光熱水費等は除く
補助額	対象経費の2分の1の額 ※豊橋サイエンスコア及び都市機能誘導区域に入居する場合は3分の2の額 (1,000円未満切捨て)
限度額	月額10万円 ※豊橋サイエンスコア及び都市機能誘導区域に入居する場合は月額15万円
補助期間	6か月間(本社の場合は1年間)
申請時期	事業開始後90日以内又は事業開始日の属する年度の2月末日のいずれか早い日

○補助金交付実績

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成27年度	1	472,000	平成29年度	2	532,000
28年度	2	272,000	30年度	2	832,000

④産業空洞化対策減税基金に基づく補助制度

愛知県と連携(産業空洞化対策減税基金に基づく補助事業に対応)し、長年にわたり地域を支える市

内企業の再投資や高度先端産業分野の立地に対し、奨励金を交付している。

ア)再投資促進奨励金

長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、市内における再投資を支援。中小企業に対する、きめ細かい支援として、豊橋市独自の要件を設け、小規模の投資についても幅広く対象としている。

○奨励金交付制度の概要

補助対象	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業(※大企業の場合は、豊橋リサーチパーク・企業庁用地・工業地域・工業専用地域での新增設に限る)	
対象分野	(1)次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2)愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種の分野	
交付要件	投資規模要件	大企業:25億円以上(※新增設部分に限る) 中小企業:1億円以上 又は 5千万円以上(※)
	雇用要件	支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業:100人以上 中小企業:25人以上 又は 20人以上(※)
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)	
補助率	10%以内(うち県負担5%以内) 又は 5%以内(※)	
限度額	3億円(うち県負担1.5億円) 又は 500万円(※)	
受付時期	工事着工の30日前までに、指定申請が必要。	

*豊橋市独自要件適用時

イ)中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金

本市経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、中小企業の高度先端産業分野における設備投資を支援している。

○奨励金交付制度の概要

補助対象	高度先端技術に係る工場の新増設等を行う中小企業(※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助)	
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等	
交付要件	投資規模要件:2億円以上 雇用要件:新規常用雇用者5人以上	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)	
補助率	10%以内(うち県負担5%以内) ※既設の工場内の設備を一新等する場合は5%以内(うち県負担2.5%以内)	
限度額	10億円(うち県負担5億円)	
申請時期	工事着工の30日前までに、指定申請が必要。	

※再投資促進奨励金、中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金ともに、事業について審査会で審査あり。

3. 重点事業・計画

(1)サイエンス・クリエイト 21 計画

①概要

21 世紀の地域を創造するために、高度な研究開発拠点である国立大学法人豊橋技術科学大学の技術シーズや優秀な人材の有効活用、地域企業の活性化や高度化、新規産業の創出による地域産業の活性化を図るとともに、豊かな人間生活、先端的な科学技術、自然環境との調和を目指し、さらなる地域の活性化を進めていく地域開発計画である。

[計画目標及び導入機能]

- 3 つの計画目標
 - ・新規総合産業拠点の形成
 - ・産学交流拠点の形成
 - ・人材の育成と定着拠点の形成

- 3 つの導入機能
 - ・拠点機能(豊橋サイエンスコアの建設)
 - ・団地機能(リサーチパーク、ベンチャーパーク等の整備)
 - ・研究開発支援機能(居住、情報基盤等の整備)

[計画のあゆみ]

昭和62年	3月	…	サイエンス・クリエイト 21 基本構想策定
	7月	…	(財)東海産業技術振興財団設立
昭和63年	3月	…	サイエンス・クリエイト 21 基本計画策定
	4月	…	サイエンス・クリエイト 21 推進協議会設立
平成 2年	9月	…	「豊橋サイエンスコア整備計画」民活法(※)認定 (東海地域で初、全国で9番目) ※民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年法律77号)
	10月	…	(株)サイエンス・クリエイト設立 (第3セクターでコアの建設、運営主体となる)
平成 4年	11月	…	豊橋サイエンスコアのオープン
平成 6年	3月	…	リサーチパーク基本設計作成(オフィス・アルカディア構想を適用)
平成 7年	3月	…	リサーチパーク実施設計作成 ベンチャーパーク開発整備に着手(用地の取得)
平成 8年	12月	…	リサーチパーク造成工事着手
平成10年	4月	…	リサーチパーク造成工事竣工 ベンチャーパーク分譲開始
	7月	…	リサーチパーク分譲開始
平成14年	10月	…	文部科学省都市エリア産学官連携促進事業(一般型)の地域指定 (平成14~16年度)
平成17年	4月	…	文部科学省都市エリア産学官連携促進事業(発展型)の地域指定 (平成17~19年度)
平成19年	7月	…	地域産業活性化東三河協議会設立 (サイエンス・クリエイト 21 推進協議会及び都市エリア産学官連携推進会議の発展統合) …平成26年3月 解散

②豊橋サイエンスコア

サイエンス・クリエイト 21 計画の拠点施設である豊橋サイエンスコアは、東海地方で初めて、全国で 9 番目に通商産業省(現:経済産業省)から民活法のリサーチコア(研究開発・企業化基盤施設)として認可を受けた施設で、愛知県、豊橋市、日本開発銀行(現:(株)日本政策投資銀行)及び民間企業の出資により設立された第 3 セクター「(株)サイエンス・クリエイト」(資本金 1 億円、うち公共出資分 2,582 万円)によって運営されている。

[豊橋サイエンスコア施設概要]

- 敷地面積 11,489 m²
- 施設構造 鉄筋鉄骨造 5 階建
- 延床面積 6,047.69 m²(民活法特定施設面積:4,168.08 m²、全体面積の 68.93%)
- 総事業費 約 25 億円
- 運営開始 平成4年11月
- 主な機能 ア)開放型試験研究施設:産学官共同研究室
イ)人材育成施設:OA 研修室、研修室、視聴覚室
ウ)交流施設:サイエンスホール
エ)研究開発型企業育成支援施設:研究開発オフィス、インキュベートルーム、
チャレンジオフィス、SOHO ルーム、スタートアップオフィス
オ)その他:業務オフィス等

[(株)サイエンス・クリエイト事業概要]

民活法で定められた事業をはじめ 5 つの事業を行っている。

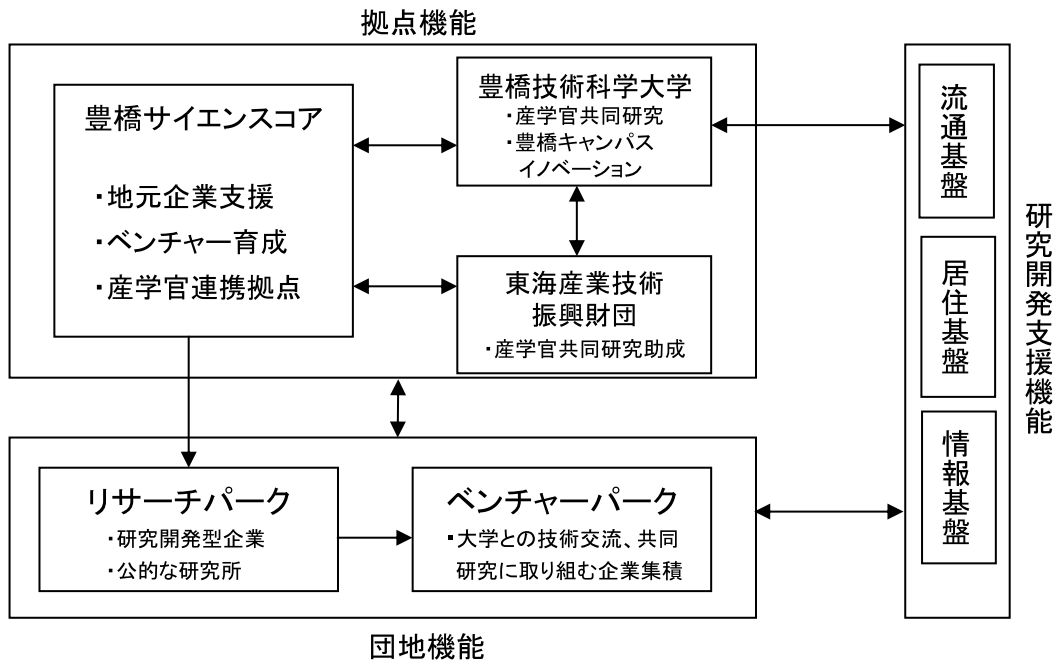
- ア)開放型試験研究事業 イ)人材育成事業 ウ)交流事業
- エ)研究開発型企業育成支援事業 オ)企業導入事業

③一般財団法人東海産業技術振興財団

東海地域における産業技術に関する大学と民間の共同研究をバックアップすることを主な目的として、昭和 62 年 7 月に通商産業省(現:経済産業省)認可の試験研究法人として設立。平成24年4月1日には、公益法人制度移行に伴い、一般財団法人に移行した。

- 基本財産 約 10 億円
- 事業内容 ア)研究助成事業
イ)産業技術に関する普及啓発事業
ウ)セミナー事業
- 平成 30 年度(募集)研究助成実績
応募総数 79 件、助成件数 22 件、助成金額 2,120 万円

④サイエンス・クリエイト 21 計画機能関連図



「豊橋サイエンスコア」

第3節 商業振興施策

1. 基本計画

(1) 取組みの基本方針

① 魅力ある商業集積の形成

魅力のある商業地を形成するため、事業者や TMO などと連携しながら商店街づくりを進めるとともに、大規模小売店舗などの適切な立地を促進します。

② 意欲ある事業者への支援

中小事業者の経営基盤の強化を図るため、融資や人材育成事業、経営相談など、意欲ある事業者に対する支援を充実するとともに、開業しやすい環境づくりに取り組みます。

③ にぎわいの創出活動の推進

中心市街地における商業、サービス業の活性化を図るため、集客イベントなどによるにぎわいの創出に取り組むとともに、魅力ある店舗の情報発信などにより地元での消費行動を促進します。

(2) 指標

指標名	H26 実績値	R2 目標値
中心市街地休日歩行者通行量	57,455 人	60,000 人
創業に係る制度融資の利用者数	37 人	45 人

2. 商業振興施策の概要

(1) 商業振興施策

商業の近代化・活性化を図るために、地域の人々に親しまれ、活力とにぎわいに満ちた「まちづくり」に必要な中小企業団体等が行う共同事業、商店街環境の改善を目指す事業などに対して支援を行っている。

① 商店街リフレッシュプラン作成事業補助制度

商店街の活性化計画策定のための調査費、作成費等に対して助成する。

- 対象団体 商業地域及び近隣商業地域内にある商店街振興組合又は商店街事業協同組合
- 補助要件 公的機関のアドバイザーの指導を受けて作成するものであること。
- 補助金額 補助対象経費の 60%以内 限度額 270 万円

② 商店街リフレッシュ事業補助制度

商店街に景観概念を導入し、都市機能の高度化を促進させるなど、市のまちづくり施策と整合する活性化計画に基づき、商店街の総合環境施設整備を行う事業に対して助成する。

- 対象事業 街路灯・アーチ・アーケード整備事業、カラー舗装事業、モニュメント整備事業、サービス施設整備事業、消費者サービスセンター整備事業、駐車場整備事業、商店街活性化事業

- 対象団体 商業地域及び近隣商業地域内にある商店街振興組合又は商店街事業協同組合
- 補助要件 商店街リフレッシュプラン作成事業により作成した計画、又は国の採択を受けた事業計画に基づき実施する事業であること。
- 補助金額 補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の 36%以内 限度額 2,070 万円
- 事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成22年度	1	15,736,000

③商店街環境向上事業補助制度

商店街の安全や環境の向上を図るために実施する既設街路灯等のLED化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費に対して助成する。

- 対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの
- 補助要件 補助対象経費が 10 万円以上であること
- 補助金額 補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の 20%以内(ただし、既設アーチ・アーケードのLED化については 2/3 以内) 限度額 1,000 万円

○事業実績

年 度	件数	補助金額 (円)
平成22年度	5	1,373,000
23年度	2	1,717,000
24年度	1	234,000
25年度	3	778,000
26年度	1	1,366,000
27年度	10	7,953,000
28年度	13	11,817,000
29年度	4	1,525,000
30年度	4	6,063,000

④商業団体街路灯等電灯料補助制度

商業団体が維持管理している街路灯・アーチ・アーケードの電灯料に対して助成する。

- 補助対象 商業団体が自ら維持管理するもので、前年度末までに設置した街路灯(ただし、市のストリートデザイン事業対象路線にあり LED 化していないものに限る)・アーチ・アーケードに要する電灯料
- 対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの
- 補助金額 次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た合計額又は実際に支払った電灯料に 50%を乗じて得た額(10 円未満の金額は切り捨てる。)のいずれか低い額

区 分	算 定 基 準 (円)	
街路灯 1基当たり	40w以下	740
	41w～ 80w	1,230
	81w～125w	2,090
	126w～250w	2,900
	251w～300w	4,580

	301w以上	5,310
アーチ 1基当たり		9,470
アーケード 10㎡当たり		3,300

○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成22年度	19	5,677,290
23年度	19	5,232,610
24年度	21	4,933,220
25年度	21	4,948,530
26年度	22	4,614,320
27年度	23	3,729,110
28年度	24	2,768,290
29年度	26	2,458,610
30年度	7	1,450,330

⑤商業団体安全安心環境維持費補助制度

商業団体が維持管理している街路灯の電灯料に対して助成する。

- 補助対象 商業団体が自ら維持管理するもので、前年度末までに設置した街路灯(ただし、商業団体街路灯等電灯料補助制度で補助対象とならないものに限る)に要する電灯料
- 対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの
- 補助金額 次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯の数を乗じて得た合計額

区 分	算 定 基 準 (円)	
街路灯 1基当たり	40w以下	520
	41w～ 80w	690
	81w～125w	960
	126w以上	1,620

○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成30年度	26	502,150

⑥空き店舗活用事業補助制度(商業団体)

商業団体が商店街の活性化やイメージアップを図るため、商店街の空き店舗をコミュニティホール、ギャラリー等の共同施設として活用する場合、賃借料に対して助成する。

- 対象団体 商店街振興組合又は商店街事業協同組合
- 補助金額 1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額

期 間	補助率	補助限度額
12か月まで	2/3以内	150万円
13か月～24か月	1/2以内	112万5千円
25か月～36か月	1/3以内	75万円
37か月～48か月	1/3以内	75万円
49か月～60か月	1/3以内	75万円

- 対象期間 1店舗につき5年以内

○事業実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成25年度	1	640,000
26年度	1	444,000
27年度	1	320,000
28年度	1	320,000
29年度	1	320,000

⑦商業団体共同事業補助制度(商業団体)

にぎわいのある商業集積づくりを推進するため、商業団体が実施する地域にインパクトを与えるイベント等に対して助成する。なお、令和元年度については、消費税率引上げによる売上減が見込まれることから、その対策として行方新規の催事・共同宣伝事業に対して補助率の拡充を行う。

- 対象事業 講習会・講演会・研修会・研究会、調査・情報提供事業、催事・共同宣伝事業、共通駐車券事業、ショッピングサポート事業、消費税免税店環境整備事業、無料公衆無線 LAN 整備事業
- 対象団体 組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの
- 補助金額 補助対象経費の20%以内 限度額 675 万円
消費税免税店環境整備事業及び無料公衆無線 LAN 整備事業については、補助対象経費の1/2 以内
消費税増税対策分については、補助対象経費の1/2 以内 限度額 50 万円

○事業実績

年 度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成22年度	5	5,057,995	954,000
23年度	5	6,385,993	1,206,000
24年度	6	7,757,088	1,531,000
25年度	7	12,763,179	3,712,000
26年度	7	13,476,158	2,979,000
27年度	7	9,530,471	1,811,000
28年度	5	6,040,374	1,257,000
29年度	4	5,422,367	1,075,000
30年度	5	7,704,094	1,374,000

⑧中小企業関係団体等支援事業補助制度

○豊橋地区中小企業団体連絡協議会補助制度

- ・対象経費 協議会が行う講習会、講演会、研究会、研修会、大会等に対して助成する。
- ・補助金額 補助対象経費の10%以内 限度額 45 万円

○豊橋発展会連盟補助制度

- ・対象経費 豊橋発展会連盟が行う商店街の振興に関する事業に対して助成する。
- ・補助金額 補助対象経費の10%以内 限度額 27 万円

⑨伝統的工芸品産業育成事業補助制度

豊橋筆振興協同組合が行う後継者の育成確保、技術技法の継承及び改善・品質維持、原材料の確保・研究、需要の開拓、市内小学校で実施する出前講座に対して助成する。

- 補助金額 補助対象経費の10%以内
ただし、市内小学校出前講座については、国・県等の補助金及び小学校から徴収した実費負担額を差し引いた額
限度額 130万円

⑩経営改善普及事業補助制度

豊橋商工会議所の中小企業相談所が行う以下の事業に要する経費に対して助成する。

- ア)講習会等開催事業 イ)記帳継続指導事業
- ウ)施策普及事業 エ)経営指導推進事業
- オ)金融指導事務事業 カ)一日相談所開催事業

- 補助金額 補助対象経費から国・県の補助金を差し引いた額の2分の1以内
限度額 300万円

⑪販路拡張事業補助制度

中小企業の販路拡張事業を促進するため、豊橋百貨総合卸見本市協会が行う見本市の会場使用料に対して助成する。

- 補助金額 会場使用料の3分の1以内 限度額 11万円

⑫中小企業組織化促進事業補助制度

事業の共同化、協業化に伴う組織の法人化に対して助成する。

- 補助金額 組合設立に要する事務費の2分の1以内 限度額 5万円

⑬中小企業近代化奨励制度

中小企業者等の他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置するものに対して奨励金を交付する。

- 対象施設
 - ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設
 - ・生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設
 - ・街路灯、アーケード、アーチ

- 対象団体 組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体

- 補助金額 認定経費の20%以内 限度額 1,000万円

○事業実績

年度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成20年度	1	1,323,000	264,000
21年度	3	16,198,035	2,098,000
22年度	1	2,759,400	525,000
23年度	2	19,740,000	3,770,000
24年度	—	—	—
25年度	1	1,680,000	302,000
26年度	1	15,120,000	2,800,000
27年度	3	11,091,600	2,046,000

28年度	1	2,253,960	417,000
29年度	2	11,334,600	1,542,000
30年度	—	—	—

⑭プレミアム付商品券事業

消費税・地方消費税率引き上げが消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行することに加え、商業団体による取り組みを支援する。平成 21 年度、23 年度、27 年度に続き4回目の実施となる。

・割引率 20%

⑮がんばる個店応援事業補助制度

小売店舗等が行う、店舗リフォーム、インターネットショップ開設・改善、外国人観光客受入環境整備(外国語表記、無料公衆無線LAN設置)にかかる経費の一部を補助する。

事業区分	店舗リフォーム	インターネットショップ 開設・改善	外国人観光客受入環境整備 (外国語表記)(無料公衆無線LAN設置)
対象者 ※市税の 滞納がないこと	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・5年以上の営業実績がある個店で実施する事業(拡張移転可) ・商店街区域又は豊橋市立地適正化計画における「歩いて暮らせるまち区域」に所在している個店であること	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・1年以上の営業実績がある個店で実施する事業	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・1年以上の営業実績がある個店で実施する事業
対象経費	店舗の接客の用に供される部分の修繕、模様替及び増築工事に要する費用 ※市内に本店を有する中小事業者に施工を発注すること	サイトデザイン、システム構築等に要する費用、入会金・マニュアル購入費等のショッピングモール出店時に要する費用、ショッピングカート利用等のサイト初期設定に要する費用	看板の翻訳、デザイン、作製及び設置に要する費用、パンフレット、メニューの翻訳、デザイン及び印刷に要する費用、ホームページの翻訳、デザイン、システム構築等に要する費用
補助金の額	対象経費の 20%以内で、50 万円を限度(下限5万円)	対象経費の 2 分の 1 以内で、10 万円を限度	対象経費の 2 分の 1 以内で、10 万円を限度

※個店:次のいずれにも該当するもの①市内に所在する店舗②日本標準産業分類に規定される、小売業、不動産業、物品賃貸業、技術サービス業(他に分類されないもの)、宿泊業、飲食サービス業(バー・キャバレー・ナイトクラブを除く)又は生活関連サービスを営むもの③主として個人を取引の相手とする店舗④フランチャイズチェーンでないもの⑤チェーンストアでないもの

○事業実績

年度	件数	事業費(円)	補助金額(円)
平成28年度	0	0	0
29年度	2	1,288,947	182,000
30年度	1	202,608	93,000

(3) 融資制度

中小企業の経営の安定や成長・発展を支援するために、中小商工業者が必要とする事業資金を愛知県、金融機関等と協調し、有利な条件で融資するもので豊橋市小口事業資金融資制度をはじめ、豊橋市経営安定資金融資制度、豊橋市創業支援資金融資制度、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度、豊橋市小規模事業資金融資制度、豊橋市中小企業団体共同事業資金融資制度、および愛知県小規模企業等振興資金融資制度を実施している。平成29年度には、「経営革新計画」を作成して新たな分野への事業拡大を目指す事業者を対象にした新資金を創設し、中小商工業者の基盤強化を支援する。

○融資制度一覧及び融資実績

(平成31年4月1日現在)

制度		豊橋市小口事業資金		
区分		通常資金	経営革新計画資金	災害復旧支援資金
融資の条件	対象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小商工業者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>
	融資限度額	一事業者につき3,000万円以内	一事業者につき5,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内

資金使途	事業上の資金	経営革新計画の実施に必要な資金	災害復旧に必要な事業上の資金
融資期間及び利率	運転資金・設備資金 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.4% 設備資金 10年以内 年1.5%	運転資金・設備資金 5年以内 年1.1% 7年以内 年1.2% 設備資金 10年以内 年1.3%	運転資金・設備資金 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.2% 7年以内 年1.3%
担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
信用保証	要する。(信用保証料の補助制度があります。)		
取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合		
融資実績	24年度	305件	2,071,040千円
	25年度	297件	1,923,670千円
	26年度	289件	2,130,700千円
	27年度	287件	2,122,290千円
	28年度	191件	1,377,300千円
	29年度	245件	1,795,970千円
	30年度	180件	1,407,336千円

制度		豊橋市経営安定資金		
区分				
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号に規定する特定中小企業者又は同条第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。</p>		
	融 資 限 度 額	一事業者につき 1,250 万円 以内		
	資 金 使 途	経営の安定に必要とする事業上の運転資金		
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転資金	3 年以内	年 1.1%
			5 年以内	年 1.2%
			7 年以内	年 1.3%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
信用保証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）			
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合			
融 資 実 績	24 年度	33 件	260,900 千円	
	25 年度	26 件	203,450 千円	
	26 年度	8 件	48,200 千円	
	27 年度	12 件	105,100 千円	
	28 年度	7 件	61,500 千円	
	29 年度	2 件	22,500 千円	
	30 年度	0 件	0 千円	

制度		豊橋市創業支援資金										
区分												
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人又は会社とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 事業を営んでいない個人であって、1 か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>イ 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>ウ 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>エ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>オ 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ、新たに会社を設立した会社であって、市内においてその事業を開始した日以降5年を経過していないこと。</p> <p>カ 産業競争力強化法第128条に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>キ 産業競争力強化法第128条に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人)以下であること。</p> <p>(7) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(8) 税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(10) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>										
	融 資 限 度 額	一事業者につき 2,500万円 以内 (ただし、(1) ア、イに該当する場合は2,000万円を超過する金額については自己資金と同額を限度とする。)										
	資金使途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金										
	融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="0"> <tr> <td>運 転 資 金</td> <td>設 備 資 金</td> </tr> <tr> <td>3年以内 年0.7%</td> <td>3年以内 年0.7%</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年0.8%</td> <td>5年以内 年0.8%</td> </tr> <tr> <td>7年以内 年0.9%</td> <td>7年以内 年0.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年以内 年1.0%</td> </tr> </table>	運 転 資 金	設 備 資 金	3年以内 年0.7%	3年以内 年0.7%	5年以内 年0.8%	5年以内 年0.8%	7年以内 年0.9%	7年以内 年0.9%		10年以内 年1.0%
	運 転 資 金	設 備 資 金										
	3年以内 年0.7%	3年以内 年0.7%										
	5年以内 年0.8%	5年以内 年0.8%										
	7年以内 年0.9%	7年以内 年0.9%										
		10年以内 年1.0%										
	担 保	原則として要しない。										
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。											
信用保証	要する。(信用保証料の補助制度があります。)											
取扱金 融機関	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合											
融 資 実 績	24年度	25人	35件 136,030千円									
	25年度	33人	49件 159,580千円									
	26年度	37人	44件 187,400千円									
	27年度	32人	44件 176,300千円									
	28年度	13人	18件 63,480千円									
	29年度	21人	33件 109,760千円									
30年度	33人	45件 182,770千円										

制度		豊橋市中心市街地商業活性化資金										
区分												
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営む個人、会社及び企業組合で、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内の、商業活性化に資する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内で現に事業を営んでいる申込者又は中心市街地区域内に進出し出店する申込者であること。</p> <p>(3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、又はサービス業を主たる事業とする者については100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(4) 適法に事業を営んでいること。</p> <p>(5) 税の滞納がないこと。</p> <p>(6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(7) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。</p>										
	融 資 限 度 額	一事業者につき	5,000万円 以内									
	資 金 使 途	商業の活性化に要する事業上の運転資金及び設備資金										
	融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="0"> <tr> <td>運 転 資 金</td> <td>設 備 資 金</td> </tr> <tr> <td>3 年 以 内 年 1.1%</td> <td>3 年 以 内 年 1.1%</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 内 年 1.2%</td> <td>5 年 以 内 年 1.2%</td> </tr> <tr> <td>7 年 以 内 年 1.3%</td> <td>7 年 以 内 年 1.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 年 以 内 年 1.4%</td> </tr> </table>	運 転 資 金	設 備 資 金	3 年 以 内 年 1.1%	3 年 以 内 年 1.1%	5 年 以 内 年 1.2%	5 年 以 内 年 1.2%	7 年 以 内 年 1.3%	7 年 以 内 年 1.3%		10 年 以 内 年 1.4%
	運 転 資 金	設 備 資 金										
	3 年 以 内 年 1.1%	3 年 以 内 年 1.1%										
	5 年 以 内 年 1.2%	5 年 以 内 年 1.2%										
	7 年 以 内 年 1.3%	7 年 以 内 年 1.3%										
		10 年 以 内 年 1.4%										
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。										
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。											
信 用 保 証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）											
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫											
融 資 実 績	24 年 度	9 件	80,100 千円									
	25 年 度	7 件	49,400 千円									
	26 年 度	3 件	10,900 千円									
	27 年 度	3 件	44,000 千円									
	28 年 度	4 件	20,700 千円									
	29 年 度	10 件	32,000 千円									
	30 年 度	4 件	27,500 千円									

制度		豊橋市小規模事業資金					
区分							
融 資 の 条 件	対 象	<p>中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模事業者で次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を営んでいるもの。</p> <p>イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者のうち、特定事業を行うもの。</p> <p>ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの、又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。</p> <p>エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。</p> <p>オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。</p> <p>カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>					
	融 資 限 度 額	一事業者につき 2,000万円 以内 ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の融資に限る。					
	資 金 使 途	事業上の運転資金及び設備資金					
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転資金	3 年以内	年 1.1%	設備資金	3 年以内	年 1.1%
			5 年以内	年 1.2%		5 年以内	年 1.2%
			7 年以内	年 1.3%		7 年以内	年 1.3%
						10 年以内	年 1.4%
	担 保	原則として要しない。					
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。						
信 用 保 証	要する。（信用保証料の補助制度があります。）						
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・愛知銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合						
融 資 実 績	24 年度	4 件			8,750 千円		
	25 年度	13 件			28,410 千円		
	26 年度	6 件			18,000 千円		
	27 年度	9 件			40,000 千円		
	28 年度	6 件			8,400 千円		
	29 年度	7 件			20,000 千円		
	30 年度	1 件			2,000 千円		

区分		愛知県小規模企業等振興資金																									
		通常資金		小口資金																							
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(3) 県内で事業を適法に営んでいること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p>		<p>融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であつて、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 県内で事業を適法に営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p>																							
	融 資 限 度 額	5,000万円 以内		2,000万円 以内 (申込融資額を含めた信用保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以内であること)																							
	資 金 使 途	事業上の運転資金及び設備資金																									
	融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="0"> <tr><td>運転・設備</td><td>3年以内</td><td>年1.3%</td></tr> <tr><td></td><td>5年以内</td><td>年1.4%</td></tr> <tr><td></td><td>7年以内</td><td>年1.5%</td></tr> <tr><td>設備</td><td>10年以内</td><td>年1.6%</td></tr> </table>	運転・設備	3年以内	年1.3%		5年以内	年1.4%		7年以内	年1.5%	設備	10年以内	年1.6%	<table border="0"> <tr><td>運転・設備</td><td>3年以内</td><td>年1.1%</td></tr> <tr><td></td><td>5年以内</td><td>年1.2%</td></tr> <tr><td></td><td>7年以内</td><td>年1.3%</td></tr> <tr><td>設備</td><td>10年以内</td><td>年1.4%</td></tr> </table>	運転・設備	3年以内	年1.1%		5年以内	年1.2%		7年以内	年1.3%	設備	10年以内	年1.4%
	運転・設備	3年以内	年1.3%																								
		5年以内	年1.4%																								
		7年以内	年1.5%																								
	設備	10年以内	年1.6%																								
運転・設備	3年以内	年1.1%																									
	5年以内	年1.2%																									
	7年以内	年1.3%																									
設備	10年以内	年1.4%																									
担 保	原則として要しない。 ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		原則として要しない。																								
保 証 人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。																										
信 用 保 証	要する。		要する。(証書貸付の場合のみ、信用保証料の補助制度があります。)																								
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・第三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫																										
融 資 実 績	24年度	26件	279,740千円	641件	1,750,570千円																						
	25年度	28件	233,800千円	662件	1,876,690千円																						
	26年度	24件	181,800千円	671件	1,906,970千円																						
	27年度	17件	189,820千円	683件	1,947,525千円																						
	28年度	5件	26,680千円	520件	1,446,510千円																						
	29年度	15件	142,200千円	522件	1,559,245千円																						
	30年度	11件	95,820千円	593件	1,957,349千円																						

区分		制度	豊橋市中小企業団体共同事業資金	
融資の条件	対象	市内に事務所を有する中小企業団体で、その所属する母体の推薦を受けたもの。		
	融資限度額	一団体につき 3,500万円 以内		
	資金使途	中小企業団体が行う共同事業に必要な運転資金又は設備資金		
	融資期間及び利率	2年以内 5年以内	年 1.1% 年 1.2%	
	担保	必要に応じて要する。(取扱金融機関の融資に係る所定の取扱による。)		
	保証人	理事 2名以上 (代表者を含む)		
	信用保証	要しない。		
	取扱金融機関	十六銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫		
融資実績	24年度	5件	28,600千円	
	25年度	4件	23,570千円	
	26年度	3件	18,200千円	
	27年度	3件	15,750千円	
	28年度	3件	8,003千円	
	29年度	2件	3,500千円	
	30年度	1件	2,500千円	

第4節 中心市街地活性化施策

1. 中心市街地活性化施策の概要

(1) まちなかにぎわい創出事業

① 歩行者天国の実施(平成24年度～)

中心市街地活性化のため、様々な集客イベントを定期的を開催することによりにぎわいを創出する。また、来街者に対する販促キャンペーン等を実施し経済活動を促す。

○事業実績

年度	回数	実施時期・回数	延来場者数
平成25年度	9回	春(4～6月)、秋(9～11月)	229,000人
26年度	10回	春(5～6月)、秋(9～11月)	255,000人
27年度	10回	春(5～6月)、秋(9～11月)	285,000人
28年度	10回	春(5～6月)、夏(7月)、秋(9～11月)	292,000人
29年度	9回	春(5～6月)、夏(8月)、秋(9～11月) ※10/29は雨天中止	271,000人
30年度	10回	春(5～6月)、夏(8月)、秋(9～11月)	309,000人

<まちなかにぎわいチャレンジ>

歩行者天国の開催に合わせ、中心市街地への来街を促進させるため、開催期間中に公共駐車場料金の減額等を行う。

○取組内容

事業名	内容
公共駐車場料金の減額	駐車料金:30分150円 → 入庫後60分150円 その後30分150円
豊橋駅東口地下駐輪場の無料開放	歩行者天国の開催日に駐輪場を無料開放

② まちなかマルシェ等の実施(平成24年度～)

まちの魅力、活力の維持・向上を通じて中心市街地のにぎわいの創出、住民参加型のまちづくりの実現と定着を図るため、豊橋駅南口駅前広場で特産市を中心とした集客イベントを実施する。

○事業実績

年度	実施回数	延来場者数	備考
平成25年度	15回	66,000人	マルシェ12回、おもてなしイベント3回
26年度	16回	61,300人	マルシェ12回、おもてなしイベント4回
27年度	15回	60,500人	マルシェ12回、おもてなしイベント3回
28年度	15回	75,500人	マルシェ12回、おもてなしイベント3回
29年度	13回	77,800人	マルシェ9回、おもてなしイベント4回
30年度	14回	89,800人	マルシェ9回、おもてなしイベント5回

③ とよはしキラキラ☆イルミネーションの実施(平成23年度～)

冬のまちなかのにぎわいを創出するため、民間企業や商店街と協力・連携し、冬の風物詩であるイルミネーションを商業施設や公共施設、公共空間等に装飾する。

○平成 30 年度の取組

実施者	内 容
豊橋発展会連盟イルミネーションフェスティバル実行委員会	まちなかの主要商店街(駅前大通り、広小路通り)によるストリートイルミネーションと参加商店街各店舗での装飾
ガステックサービス株式会社	ココラフロント・ココラアベニュー両施設へのイルミネーションと点灯式に合わせた販売促進活動を実施
豊橋市	豊橋駅東口ペDESTリアンデッキに花のまち豊橋にちなみ「花咲く光の庭」をテーマにイルミネーションを設置。こども未来館には、ツリーやオブジェ等を設置

④豊橋まちなか活性化推進協議会の取組

豊橋まちなか活性化推進協議会は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に資するため、各種事業を実施する。

○設置年度 平成 2 年

○総事業費 2,210,000 円(平成 30 年度)

○主な事業 ア)まちなかイベント連絡会議の開催

イ)ホームページ「豊橋まちなか情報ステーション」による情報発信

ウ)イベント合同チラシやまちなかモノ語りマップの発行

エ)中心市街地における各種イベントの開催支援

・ええじゃないか豊橋音祭り

・豊橋まちゼミ等

⑤コミュニティ活動等促進事業(平成 29 年度～)

○事業目的

中心市街地の魅力向上や活性化につながるコミュニティ等の活動を支援し、中心市街地のにぎわいを創出する。

○補助実績

年 度	件数	補助金額(円)
平成 29 年度	1	210,000
平成 30 年度	1	316,000

○補助制度

商店街の空き店舗にコミュニティ活動の拠点を設ける場合、賃借料に対して補助を行う。

<補助率等>

補助対象経費	補助率及び補助限度額等		
空き店舗をコミュニティ施設として活用するための賃借料	1. 1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額(千円未満の金額は切り捨てる)		
	期間	補助率	補助限度額
	12 か月まで	2/3 以内	150 万円
	13 か月～24 か月	1/2 以内	112 万 5 千円
	25 か月～36 か月	1/3 以内	75 万円
2. 補助対象となる期間は、1店舗につき36か月以内とする			

(2)TMO 支援事業

中心市街地のにぎわいのある魅力づくりのため、TMO(株式会社豊橋まちなか活性化センター)が一体的かつ計画的に推進する商業活性化事業を支援する。

①TMO の概要

- 設立の趣旨 中心市街地の商業活性化を推進するための事業主体及び調整役を担う目的で設立された第3セクターの株式会社
- 所在地 豊橋市花田町字石塚 42 番地の 1(豊橋商工会議所内)
- 設立年月日 平成 12 年 6 月 2 日
- 資本金 (授權資本金) 1,600 株 1 億 6 千万円
(振込資本金) 400 株 4 千万円
株主構成 豊橋市、豊橋商工会議所、商業者等 22 社

②TMO の事業状況

ア) 共通駐車券事業「まちなかパーキング」(平成 12 年度～)

○事業目的

商店・大型店などがサービスで提供する駐車料金サービス券を、どの駐車場でも利用できる共通駐車券に統一することにより、車による来街者に対するの利便性の向上を図る。

○事業実績

年 度	利用枚数
平成25年度	1,259,533枚
26年度	1,231,896枚
27年度	1,190,872枚
28年度	1,156,287枚
29年度	1,194,399枚
30年度	1,143,880枚



○補助制度

来街者の利便性を図るため、株式会社豊橋まちなか活性化センターが事業主体となって行う共通駐車券事業に対して助成する。

<事務合理化機器の設置>

- ・対象経費 共通駐車券事業における事務の合理化のために必要な機器の設置に要する経費
- ・補助金額 補助対象経費の 20%以内

<参加小売事業者等負担軽減事業>

- ・対象経費 共通駐車券事業に参加する小売事業者等の利用者負担金
- ・補助金額 補助対象経費の 3 分の 1 以内

<補助実績>

年 度	事業費(円)	補助金額(円)
平成25年度	3,366,669	1,122,000
26年度	3,281,058	1,093,000
27年度	3,169,452	1,056,000
28年度	2,996,424	998,000
29年度	3,039,624	1,013,000
30年度	3,237,690	1,030,000

イ) 空き店舗活用事業(平成 12 年度～)

○事業目的

シャッターの閉まった空き店舗によって商店街全体の雰囲気が損なわれることを防ぐとともに、中心市街地の商業集積を図りにぎわいを取り戻す。

○事業実績

補助店舗数 38 店舗(物販 17、飲食 21)

○補助制度

商店街の空き店舗に不足業種等を誘致する場合、賃借料に対して補助を行う。

<補助率等>

1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額

期 間	補助率	補助限度額
12 か月まで	2/3 以内	150 万円
13 か月～24 か月	1/2 以内	112 万 5 千円
25 か月～36 か月	1/3 以内	75 万円

<対象期間>

1 店舗につき 3 年以内

<補助実績>

年 度	件数	補助金額(円)
平成25年度	8	5,894,000
26年度	9	5,273,000
27年度	13	9,628,000
28年度	10	7,759,000
29年度	8	4,378,000
30年度	5	572,000

ウ)まちなかインキュベーション事業(平成 26 年度～)

○事業目的

中心市街地で新規創業する事業者を支援することにより、意欲的な経営者による出店や商業店舗の集積を促し、商業地としての魅力向上をはかる。

○事業実績

補助店舗数 22 店舗(物販 8、飲食 14)

○補助制度

商店街の空き店舗を活用し、新規創業する場合、賃借料及び改装費に対して補助を行う。

<補助率等>

1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額

補助対象経費	期 間	補助率	補助限度額
賃借料	12 か月まで	2/3 以内	150 万円
	13 か月～24 か月	1/2 以内	112 万 5 千円
	25 か月～36 か月	1/3 以内	75 万円
改装費		20%以内	50 万円

<対象期間>

賃借料:1 店舗につき 3 年以内、改装費:開業時1回のみ

<補助実績>

年 度	件数	補助金額(円)
平成26年度	4	4,812,000
27年度	6	5,842,000

28年度	10	5,628,000
29年度	17	10,983,000
30年度	17	12,518,000

第5節 観光振興・プロモーション施策

1. 基本計画

(1) 基本指針

①観光資源の魅力づくり

観光資源の魅力を高めるため、観光施設等の整備充実を図るとともに、特徴的なイベントを開催していきます。

②情報の発信

本市の認知度を高めるため、周辺地域と連携した観光情報の発信に努めます。また、来訪者の増加を図るため、コンベンション・学会などの誘致・開催やシティプロモーション活動を進めます。

(2) 指標

指標名	H26 実績値	R2 目標値
市内宿泊施設宿泊者数	611,470 人	770,000 人
イベントの観客数	931,500 人	1,100,000 人

2. 観光振興施策の概要

(1) 観光振興施策

本市の東部には、豊かな自然に恵まれた弓張山系が石巻山多米県立自然公園に指定されており、葦毛湿原、豊橋自然歩道などが東部丘陵レクリエーションゾーンを形成している。南部には、太平洋に面しダイナミックな海岸景観と豊かな緑が連続する海岸線を持ち、三河湾国定公園に指定されているゾーンが広がる。また、市域全体には貴重な史跡や文化財、各種文教施設などが数多く点在している。なかでも総合動植物公園については、本市における基幹的な公園として重点的な整備を実施してきており、動物園、植物園、遊園地、自然史博物館を兼ね備えた市民はもとより周辺地域の人々も楽しむことができる広域的な観光資源となっている。

一方で、豊橋まつりをはじめ、うめまつり、さくらまつり、花しょうぶまつり、炎の祭典など多彩なイベントの開催や、伝統的な祭礼として、本市の三大祭とされている鬼祭、豊橋祇園祭、羽田祭をはじめ、数多くの祭も開催されている。

これらの観光資源を積極的に発信するとともに、多くの方に訪れていただくプロモーション活動を行っていく必要がある。

(2) 基本的な方針

①地域特性の魅力度アップによる話題性・集客力の強化

本市に関心を持ってもらうための基本は、まず本市の個性と特徴に関して何らかの関心を抱いてもらうことに尽きる。このためには、全国でも指折りあるいは全国的にみて希少性のある地域資源の再発見やリニューアル等を通じ、より一層魅力的な資源として輝きを持たせるように努めるとともに、そうした地域資源に関する情報を常に最新の状態で全国や世界に向けて発信し続けていくことが基本である。

もちろん地域資源ではないが、集客性や話題性の高い資源を市外から招いて新たな地域の魅力づくりとする方法も一つにはあるが、本市は農業や輸入自動車、ちくわ、筆、路面電車など全国でも有数

の地域資源を数多く有している。このため、当面は既存の地域資源の磨き上げや情報発信力の強化などを基本にした地域の魅力づくりに努めることとしたい。

②もてなしを通じたファンの拡大

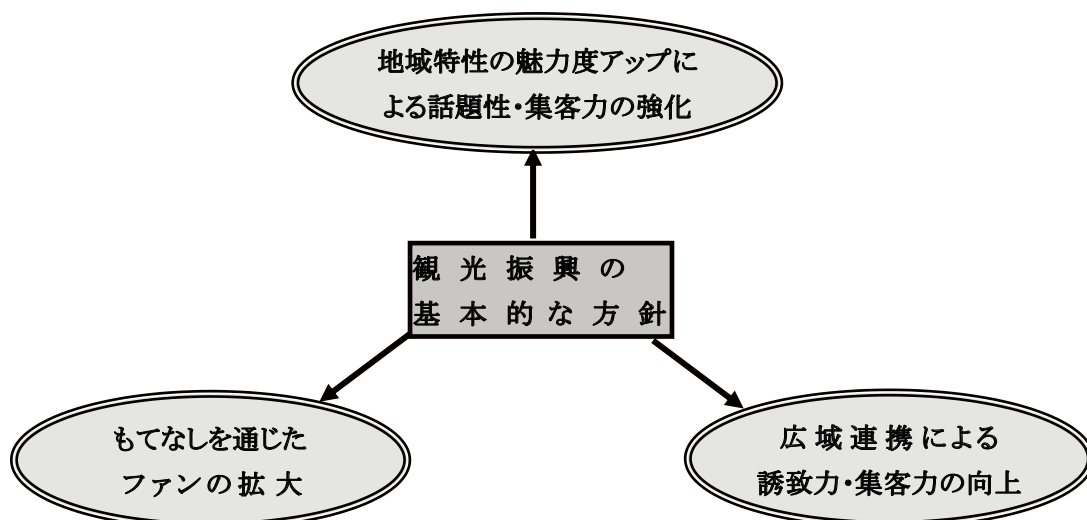
本市に関心を寄せてくれる人の輪を広げていくためには、来訪者のリピート性を高めるための仕組みづくり、言い換えれば「訪れた人のもてなし、迎える仕組みづくり」を通じて、地道ではあるが本市のファンを一人でも多く増やしていくことが大切である。

本市はこれまで観光都市として発展してきたわけではないため、行政や観光関連団体をはじめ市内の商工業者、さらには市民の多くは、観光客やコンベンション来訪者への心からのもてなしを行う場面は決して多いとはいえない。このため今後本市を訪れる人、あるいはインターネットなどで本市に関心を寄せてくれた人に対して、様々な手だてで心からのもてなしを尽くし、まず本市のファンになってもらい、将来的には本市の大切なリピート客となってもらえるよう努めたい。

③広域連携による誘致力・集客力の向上

本市はこれまで外から人を招き入れる施策を積極的に展開してきたわけではないため、短期間で本市の誘致力・集客力を向上させることは難しい。このため、東三河を基本としながら、三遠南信(三河、遠州、南信州)も視野に入れた広域連携を通じて本市への誘致力・集客力の強化を図ることにも力を注ぐことが重要である。東三河には、渥美半島・奥三河、あるいは豊川市、蒲郡市などの既に集客力が高い観光都市があるうえ、東三河よりも広域の三遠南信に目を転じると、浜名湖周辺をはじめ浜松市などの集客力が高い都市が控えている。こうしたことから、これらの都市との連携を図ることで、本市のコンベンション誘致力の強化やこれらの都市を訪れることを第一目的としている観光客を獲得することができれば、本市の誘致力・集客力の向上にとって強い味方となる。また、本市は三遠南信の交通の結節点に位置していることから、三遠南信を周遊する人々の拠点として機能することは本市の観光振興を図るうえでも大きな意義がある。

観 光 振 興 の 基 本 的 な 方 針



(3) 観光客の推移

平成 30 年の観光入込客数は、延べ 2,393,776 人となり、本年は対前年比 27.4% (515,170 人) の増となったが、これはH29年度の豊橋まつりが2日中止になったことによるところが大きいと考えられる。

入込形態別にみた年間入込客数では「行事・催事」が1,186,500人と全体の49.5%を占め、「公営公園等」が847,632人で全体の35.4%となっており、この2つで年間入込客数の約8割を占めている。

平成 29 年との比較では、「行事・催事」が 513,000 人 (76.2%) 「公営公園等」が 23,049 人 (2.8%) 増加し、「山・高原・溪谷・谷川・湖・池等」が 7,681 人 (19.3%)、「公営博物館・資料館等」が 21,561 人 (7.2%) 減少している。

月別入込客数をみると、「行事・催事」の行われる月の多さが目立ち、2月に鬼祭・うめまつり、4月にさくらまつり、6月に花しょうぶまつり、7月に豊橋祇園祭・みなとフェスティバル、9月に炎の祭典、10月に羽田祭・豊橋まつりとなっており、特に10月は秋の行楽シーズンであることも手伝い、815,178人と年間の34%を占めている。

○観光入込客数の推移

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
観光入込客数	2,137,907	2,201,757	2,882,811	1,878,606	2,393,776
(前年比)	(10.4)	(3.0)	(30.9)	(△34.8)	(27.4)

○平成30年観光レクリエーション利用者統計(月別)

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
行事・催事		40,000	42,000	40,000	2,500	180,000	146,000	
公営公園等	47,000	35,139	92,853	94,034	118,524	50,462	28,737	97,347
公営博物館・資料館等	24,584	25,561	24,435	19,755	23,579	20,685	15,701	28,968
山・高原・溪谷・谷川・湖・池等	2,090	2,040	3,208	5,859	4,121	2,792	2,003	1,450
海岸遊覧等								
神社・仏閣	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
名所・旧跡等	1,419	1,484	3,414	3,324	4,619	2,250	1,404	2,187
計	76,663	105,794	167,480	164,542	154,913	257,759	195,415	131,522

	9月	10月	11月	12月	月別不明	合計	対29年比	平成29年
行事・催事	56,000	680,000				1,186,500	76.2	673,500
公営公園等	80,320	96,808	72,667	33,741		847,632	2.8	824,583
公営博物館・資料館等	25,243	29,599	22,993	16,448		277,551	△ 7.2	299,112
山・高原・溪谷・谷川・湖・池等	2,453	2,195	2,022	1,915		32,148	△ 19.3	39,829
海岸遊覧等								
神社・仏閣	1,570	1,570	1,570	1,570		18,840	0.0	18,840
名所・旧跡等	2,049	5,006	2,225	1,724		31,105	36.8	22,742
計	167,635	815,178	101,477	55,398	0	2,393,776	27.4	1,878,606



豊川を見おろす「吉田城鉄櫓」



三河の伝統「手筒花火」

○平成30年観光レクリエーション利用者統計(資源・施設別)

(単位:人又は人泊)

月別 観光レクリエーション 資源・施設名	利用者数												分類		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		月別不明	年間
鬼祭(安久美神戸神明社)	40,000													40,000	行事・催事
うめまつり			42,000											42,000	
さくらまつり				40,000										40,000	
つつじまつり					2,500									2,500	
花しょうぶまつり(賀茂しょうぶ園)						180,000								180,000	
豊橋祇園祭(吉田神社)							110,000							110,000	
豊橋みなどフェスティバル							36,000							36,000	
炎の祭典								56,000						56,000	
羽田祭(羽田八幡宮)									10,000					10,000	
豊橋まつり	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	840	
東観音寺	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	18,000	神社・仏閣
普門寺															
嵩山蛇穴															名所・旧跡等
吉田城	1,419	1,484	3,414	3,324	4,619	2,250	1,404	2,187	2,049	5,006	2,225	1,724		31,105	
豊橋総合動植物公園	47,000	35,139	92,853	94,034	118,524	50,462	28,737	97,347	80,320	96,808	72,667	33,741		847,632	公営公園等
豊橋公園															
二川宿本陣資料館	1,960	8,715	5,651	1,910	2,809	1,127	1,605	1,528	2,761	1,974	5,860	1,061		36,961	公営博物館・資料館等
美術博物館	17,871	12,282	12,673	12,645	15,778	12,431	4,943	14,334	15,103	15,382	11,106	10,923		155,471	
視聴覚教育センター・地下資源館	4,753	4,564	6,111	5,200	4,992	7,127	9,153	13,106	7,379	12,243	6,027	4,464		85,119	
伊古部海岸															海岸遊覧等
葦毛湖原	2,090	2,040	3,208	5,859	4,121	2,792	2,003	1,450	2,453	2,195	2,022	1,915		32,148	
石巻山															山・高原・ 渓谷・谷川・ 湖・池等
豊橋自然歩道															
多米峠無料休憩所															
計	76,663	105,794	167,480	164,542	154,913	257,759	195,415	131,522	167,635	815,178	101,477	55,398	0	2,393,776	月別不明利用者数含む
														(2,393,776)	

3. プロモーション施策の概要

(1) ええじゃないか豊橋推進計画Ⅱ

「ええじゃないか豊橋推進計画Ⅱ」とは、平成21年に策定した「豊橋市シティプロモーション戦略ビジョン」に基づき、シティプロモーション活動の具体的な事業展開を明らかにするものです。本市では、この計画に基づき様々なプロモーション活動に取り組んでいます。

① 計画策定の基本的な考え方

「ええじゃないか豊橋推進計画Ⅱ」ではプロモーション対象の方に「認知してもらう」ことはもちろん、次のステップである「関心をもってもらう」「選んでもらう」ことに力を入れていきます。

② 計画期間

平成28年度～令和2年度

③ 目指す姿

豊橋市の魅力が市民一人ひとりに浸透し、愛着度や自慢度が高まっている。

<参考数値>※平成27年度市民意識調査

○市民の豊橋市に対する愛着を感じる人の割合・・・・・・・・・・約80%

○市民の豊橋市を自慢できる人の割合・・・・・・・・・・約54%

国内外に豊橋市の魅力が伝わり、認知度やイメージが高まっている。

<参考数値>※平成25年度豊橋市イメージアンケート調査

○東海4県以外在住者の豊橋市の名前を知っている人の割合・・・・・・・・約94%

○東海4県以外在住者の豊橋市のイメージについて連想することができる人の割合
 ・・・約31%

(2) 産業プロモーション推進事業

① 手筒花火放揚イベントの実施

観光客や観光事業者等を対象にした手筒花火の放揚を行い、その迫力等を体感してもらい、本市の魅力の向上、「炎の祭典」等の観光イベントへの誘客を図ります。

年度	実施場所	回数等
平成30年度	豊橋公園内吉田城址	6回(6日)
	東京都江東区「アーバンドックららぽーと豊洲」	1回(1日)
	横浜市「赤レンガ倉庫」	1回(1日)
	名古屋市「キャナルパークささしま」	1回(1日)
	合計	9回(9日)

② ええじゃないか豊橋物産展の実施

首都圏等において本市の農産物や加工品等の特産品の販売や、観光情報等の情報発信を行い、本市の知名度の向上を図り、特産品等を全国に向けてPRします。

年度	実施場所	回数等
平成30年度	東京都台東区「まるごとにつぼん」	3回(8日)
	横浜市「全国ふるさとフェア／赤レンガ倉庫」	1回(3日)
	長久手町「愛知駅伝・愛知ふるさと市／万博記念公園」	1回(1日)
	合計	5回(12日)

③産業プロモーションブース

東三河地域の玄関口となる豊橋駅東西自由連絡通路新幹線改札口前のスペースを活用し、本市地域を訪れる来訪者や駅を利用する市民に対し、地域産業の特色を示す展示物を設置し、東三河地域の産業をPRします。

展示内容

(1) 車両

日本有数の自動車港湾「三河港」をPRするために、三河港を利用している企業の車両を展示

年度	企業名 / 展示物
25	フォルクスワーゲングループジャパン(株) / ビートル(黄)
26	トヨタ自動車(株)田原工場 / レクサス(黒)
27	フィアットクライスラージャパン(株) / ジープ・レネゲート(赤)
28	メルセデス・ベンツ日本(株) / スマート(黄)
29	フォルクスワーゲングループジャパン(株) / e-Golf(白)
30	フォルクスワーゲングループジャパン(株) / Polo GTI(赤)

(2) ものづくり技術の紹介

当地域の優れたものづくり技術の展示

年度	企業名 / 展示内容
25	(株)サイエンス・クリエイト / 植物工場レプリカ
26	日東電工(株)豊橋事務所 / 光学フィルム展示
27	三菱レイヨン(株)豊橋事業所 / 炭素繊維(ゴルフシャフト、ホイール、トランクリッド)
28	トヨタネ種苗(株)・(株)デンソー豊橋製作所 / Profarm(プロファーム)
29	国立大学法人豊橋技術科学大学 / 波動で走る未来のクルマ、弱いロボット
30	トピー工業(株) / コンパクトコイル(TACoil)

※年1回展示内容の入替えを行っている。



「産業プロモーションブース」

第6節 雇用・勤労福祉施策

1. 基本計画

(1) 取組みの基本方針

① 就業の促進支援

雇用の維持・拡大と多様な人材の活躍を促進するため、関係機関と連携して、若者や女性をはじめ、高齢者、障害者、外国人等の様々な立場の人の就業を支援するとともに、職業訓練など技能習得による人材の育成を推進します。また、新規学卒者や若年求職者が地元中小企業を知り、働くことができるとともに企業においても必要な人材を確保することができるよう、企業の人材確保と若年者の就業支援に取り組むみます。

② 勤労者福祉の推進

勤労者がゆとりある生活を送るため、労働者、関係団体などによる自主的な活動や勤労者福祉事業を支援し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ります。

(2) 指標

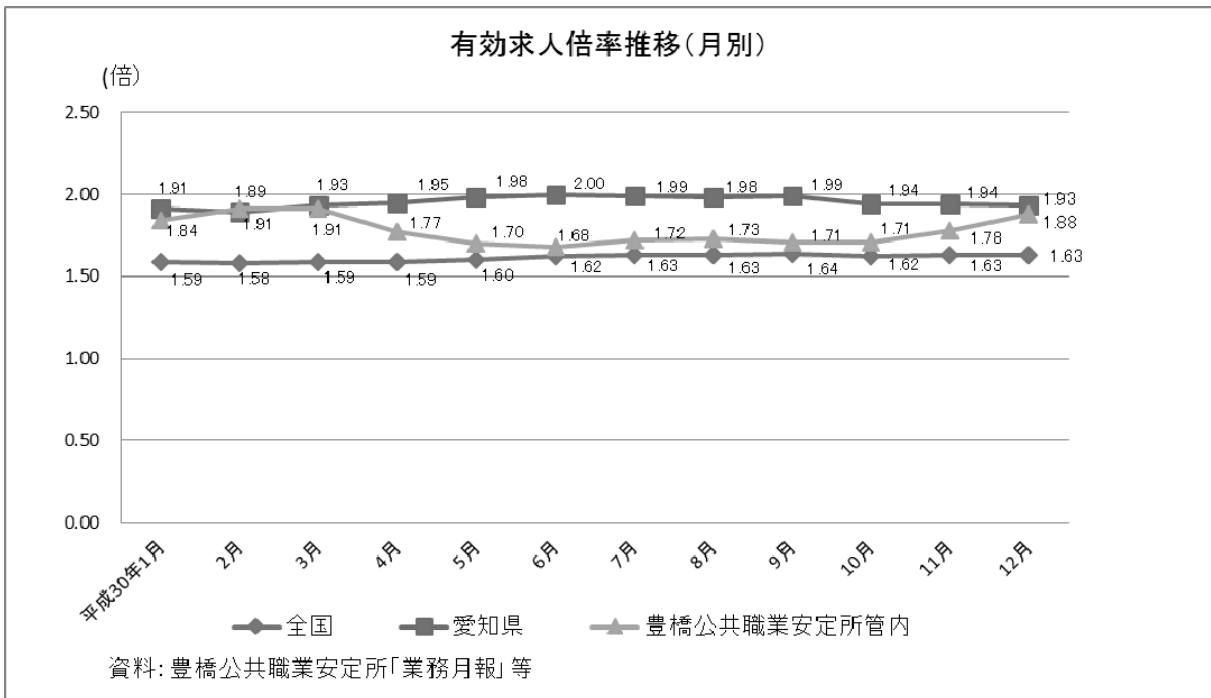
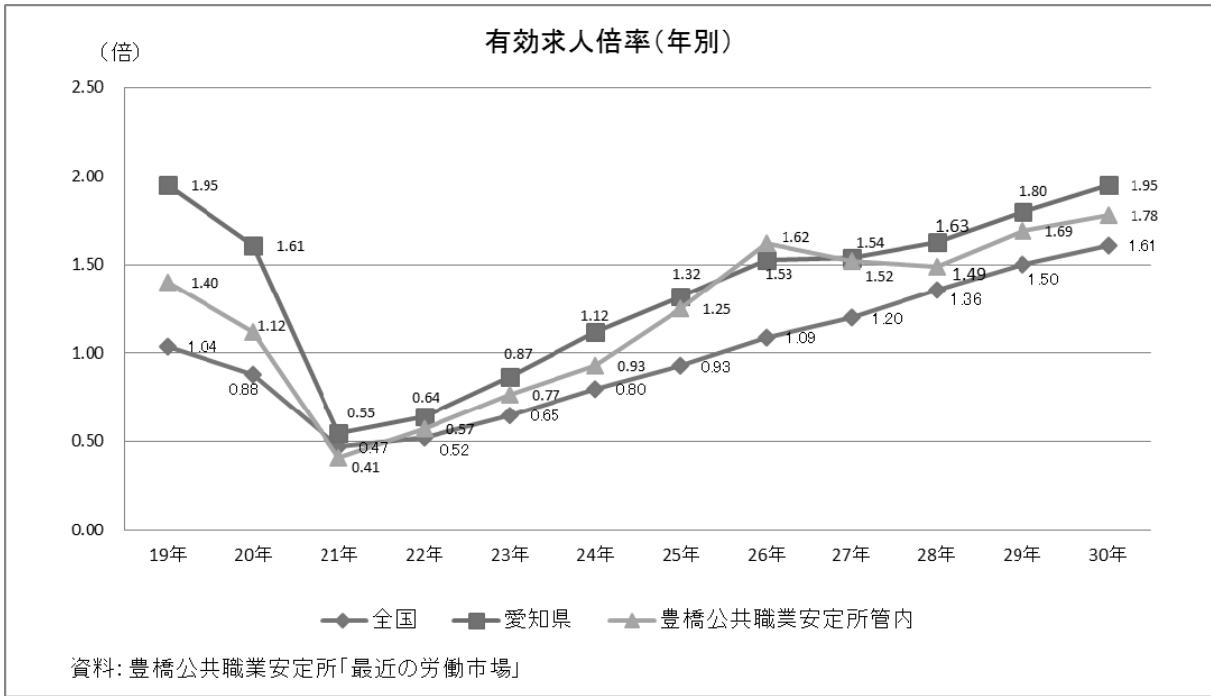
指標名	H26 実績値	R2 目標値
就業促進事業への参加者数	1,117 人	1,800 人
勤労者会館(旧労働会館・勤労青少年ホーム) [※] の利用者数	26,852 人	28,000 人

※平成 30 年度から統合し、勤労者会館に名称変更

2. 雇用環境

(1) 有効求人倍率の推移

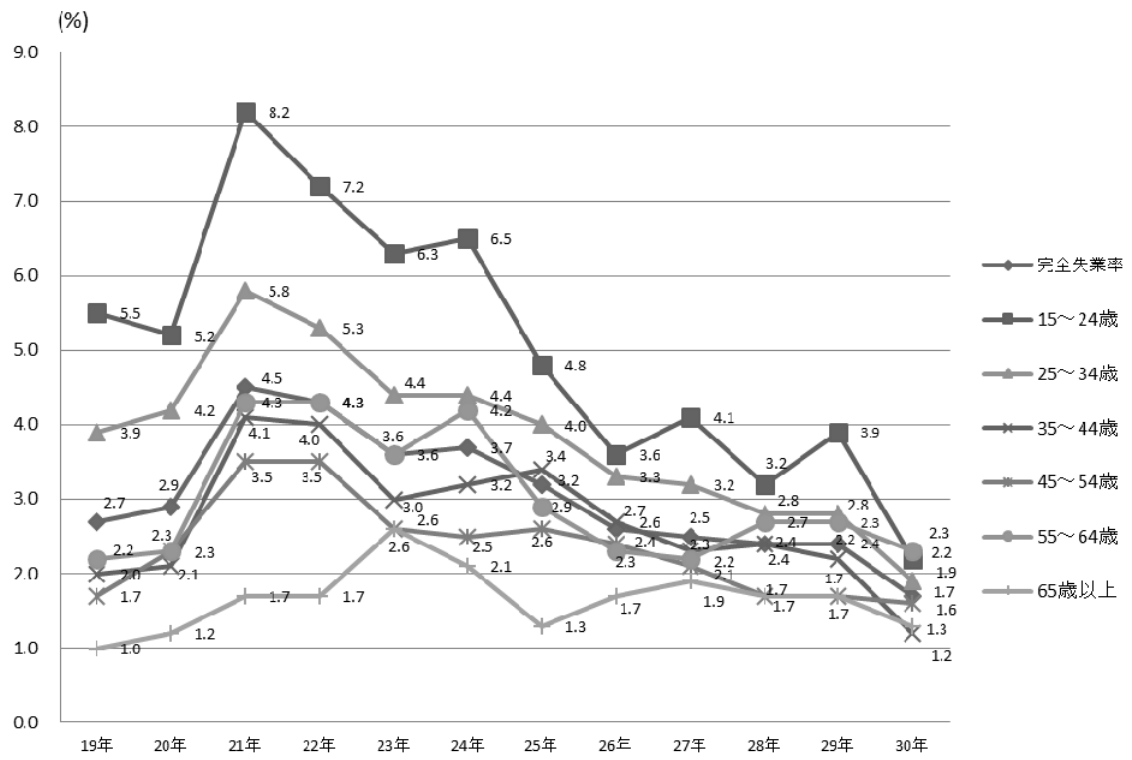
豊橋公共職業安定所管内(ハローワーク豊橋:豊橋市及び田原市)における有効求人倍率は、平成 30 年は 1.78 倍(全国 1.61 倍)と、過去 10 年間に於いて最高水準となった平成 29 年度の 1.69 倍から更に上昇している。労働力人口の減少を背景にこの傾向は今後も続くと見込まれ、地域産業を支える中小事業者に対する人材確保の支援が必要な状況である。



(2) 年齢階級別完全失業率の推移

愛知県の完全失業率は、平成20年から上昇に転じ、平成21年は4.5%に達したが、平成30年の完全失業率は、1.7%で、昨年度から0.7ポイント低下し、平成4年以来の1%台となった。年齢階級別では、15歳から24歳が2.2%と昨年度の3.9%から大きく低下し、55歳から64歳が2.3%で最も高くなっている。

年齢階級別完全失業率の推移(愛知県)



資料：愛知県「愛知県の就業状況」

3. 雇用・勤労福祉施策の概要

(1) 労働関係施設管理業務

①職業訓練センター

産業に必要な技能労働者を養成し、職業の安定と労働者の地位向上を図るための施設。

認定職業訓練

豊橋共同職業訓練協会による認定職業訓練を実施。

○普通課程:4科目(木造建築科、建築板金科、造園科、木工科)

②勤労者会館(旧勤労青少年ホーム・労働会館)

勤労者の福祉の増進及び文化の向上並びに雇用の促進を図るための施設。

(2) 就業の促進支援

①若年者就職支援事業

若者(大学生、短大等の学生、高等学校の生徒を含む)に対して、就業に関する個人相談や職業適性診断などを実施することで、一人でも多くの若者が就業できるように支援。

○対象者:45歳未満の若者及びその保護者、家族、支援者

○平成30年度実施:職業適性診断、ハローワーク相談、高校生対象企業面接会・企業見学ツアーなど

②無料職業紹介所事業費補助金

地域中小企業や進出企業の成長を人材確保の側面から支援するとともに、豊橋市で働きたい人々に就業機会を与え、地域産業の活性化を図るため、豊橋商工会議所が設置する無料職業紹介所の運営に係る経費の一部を補助。

③大型運転免許等取得支援補助金

市内の旅客・物流産業を担う自動車運送事業者の雇用の安定を図るため、事業者が負担する従業員の運転免許の取得に係る経費の一部を補助。

○制度概要

対象者	旅客自動車運送事業または貨物自動車運送事業を営む市内の中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象免許	大型一種、普通二種、けん引、大型二種
対象経費	従業員の免許取得に対して負担した経費
補助金の額	対象となる経費の2分の1の額 ※各運転免許につき1人10万円を限度 ※1,000円未満切捨て

④UIJターン就業促進補助金

首都圏からのUIJターンによる就業を促進し中小事業者の人材確保及び経営基盤の強化を図るため、首都圏合同企業説明会等への出展経費の一部を補助するとともに、首都圏から市内へ転入した勤労者を雇い入れた場合に事業主へ奨励金を支給。

○制度概要

事業区分	首都圏合同企業説明会等出展補助金	UIJターン就業奨励金
対象者	市内に本店を有する中小事業者、または中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法の規制にかかる企業でないこと。	左記の他、首都圏などにおいて求人活動を行っていること。
対象経費・要件等	<p>《対象経費》</p> <p>首都圏で開催する合同企業説明会等に要した経費のうち以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同企業説明会出展料 ・会場借り上げ料 ・会場装飾費 ・備品等資材借入費 ・広告宣伝費 等 <p>※出展する合同企業説明会において採用予定者の勤務地要件に市内の事業所を提示していること</p>	<p>《支給要件》</p> <p>正規に雇い入れた勤労者が以下の全てに該当すること</p> <p>(1)首都圏で1年以上住所を有した後に就業を機に市内に転入し、引き続き市内に居住する見込みがあること</p> <p>(2)就職した日の年齢が65歳未満であること</p> <p>(3)正規雇用開始から6か月以上経過し、引き続き正規雇用される予定であること</p> <p>(4)事業者の代表者と3親等以内の親族関係にないこと</p>
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、20万円を限度 ※1,000円未満切捨て 1事業者につき年度あたり3件まで	1人につき10万円で、各年度において1事業者あたり10人を限度

⑤女性あんしん職場づくり補助金

中小事業者において女性が安心して働ける職場環境づくりを支援するため、女性従業員用のトイレ、更衣室、休憩室などの整備に係る経費の一部を補助。

○制度概要

対象者	市内に事業所がある事業者及び中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法の規制にかかる企業でないこと。 ※事業者は、会社法に基づく会社、個人事業主	
事業区分	事業所内環境整備	現場環境整備
対象経費	対象者が市内に所有する対象建物における、女性従業員専用のキッズスペース、トイレ、更衣室、休憩室の整備に要する経費。従業員のために整備する認可外保育施設の整備に要する経費 ※備品を除く。	市内の事業現場における、女性従業員専用の仮設トイレ及び仮設更衣室・休憩室のレンタル・リースに要する経費
要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の整備、または女性従業員の雇用拡大に伴う整備であること。 ・申請年度内に整備が完了すること。 ・申請時に女性従業員を雇用している、または今後雇用する見込みであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業現場に女性従業員が従事していること。 ・レンタル・リース期間が年度内で完了すること。ただし、事業の事情によりリース・レンタル期間が年度をまたぐ場合は、翌年度に残りの事業期間についても申請可。
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、各年度において1事業者あたり100万円を限度 ※1,000円未満切捨て	

⑥女性スキルアップ支援補助金

中小事業者において女性従業員のスキルアップを支援するため、事業者が負担した業務上必要な国家資格取得に係る経費の一部を補助。

○制度概要

対象者	市内に本店を有する中小事業者、または中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法の規制にかかる企業でないこと。
対象従業員	女性従業員（雇用保険の一般被保険者として雇用され、一週間の所定労働時間が30時間以上であり、国家資格の受験日において市内事業所に勤務し、資格取得後も継続して雇用される見込みがある者。非正規雇用者も可。）
対象経費	事業主が対象従業員の国家資格取得に対して負担した以下の経費 ・受験手数料 ・講習等の受講料 ・教材費 ・登録料 ※国・地方公共団体その他公共的団体から別に助成を受けているもの、市の他の補助金の交付を受けているものは対象外。
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、1件につき上限5万円、各年度において1事業者あたり20万円を限度 ※1,000円未満切捨て

⑦若者を呼び込むための奨学金返還支援制度

若者の定住促進と、中小事業者の人材確保による経営基盤の強化を図るため、地元中小事業者が新たに雇い入れた35歳未満の勤労者が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金を補助。

○制度概要

対象事業者	市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体（対象事業者登録が必要） ※補助金の2分の1の額の協力金の納付が可能であること。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
補助金交付対象者	対象事業者に新たに正規雇用として就職した者で、以下の全ての要件を満たすこと。 （1）大学等を卒業した35歳未満の者であること。 （2）在学中に貸与を受けた奨学金の返還金及び市税の滞納がないこと。 （3）市内に居住していること。 （4）市内事業所に勤務していること。但し、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合、及び補助対象者として登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象とする。
補助期間 (企業協力期間)	奨学金返還開始月から3年間（補助対象者登録が返還開始日より後の場合は、補助申請年度の4月または就職日の属する月のいずれかのうち遅いほうから3年間）
補助金の額 (企業協力額)	1人当たり月額15,000円 3年間で54万円 （1人当たり企業協力額：月額7,500円 3年間で27万円）

⑧ダイバーシティ雇用促進啓発事業、働きやすい職場づくり啓発事業

中小事業者が女性、高齢者、障害者など雇用の多様性への対応力を高め、人材確保と組織の活性化を図ることを支援するため、講演会とセミナーを実施。

⑨インターンシップ支援補助金

中小事業者の大学生等とのマッチング機会の創出を支援する為有償インターンシップに係る経費の一部を補助。

○制度概要

対象者	市内に本店を有する中小事業者、または中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法の規制にかかる企業でないこと。
実施区分	一般型（5日以上）・長期型（10日以上）
対象要件等	以下の要件をすべて満たしていること ①大学生等を実習生とする有償インターンシップであり、その報酬は実習時の最低賃金額以上であること。 ②一般型または、長期型のインターンシップであること ③市内事業所で実施すること ④本市が定めた様式で事業所登録を行い、インターンシップ情報を公開すること
補助対象経費	事業主が負担した以下の経費 ①実習生に支払った報酬 ②インターンシップに係る保険料 ※対象経費には消費税を含みません。
補助金の額	対象経費の2分の1の額で、1事業者につき、年度あたり上限 一般型6万円、長期型10万円 ただし、実習生1人1日あたり上限4,000円 (一般型と長期型の併用は可能ですが、同一人物での併用は不可です。)
申請期限	インターンシップ実施年度内

⑩採用ホームページ改善補助金

中小事業者の人材確保のための採用ホームページの改善・新規作成に係る経費の一部を補助。

○制度概要

対象者	市内に本店を有する中小事業者、または中小企業団体
対象要件等	以下の①、②の要件を満たしていること。既に①、②の要件を満たしている場合は③の要件を満たしていること。 ①スマートフォン対応のホームページであること ②ホームページに採用エントリーページがあること ③その他改善した内容が適当であると認められること
補助対象経費	事業主が負担した以下の経費 ①ホームページ作成外部委託費 ②ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合） ③ドメイン取得費 ④その他市長が適当と認められる経費 ※対象経費となる経費には消費税を含みません。
補助金額	対象経費の2分の1の額で、1事業者につき年度あたり1件かつ上限5万円まで
申請期限	事業着手前

⑪移住支援金

東京23区から市内移住し、都道府県が開設するマッチングサイトに掲載する移住支援金対象求人に就業した方等に、愛知県と協同して移住支援金を交付。

交付額 単身 60万円 世帯 100万円

(3) 勤労者福祉の充実

① 勤労者対策活動事業

親子ものづくり体験教室

親子で工具を使ったものづくり製作。ものづくりへの理解と関心を深めるとともに、親子のふれあいを深める。

○対象者：豊橋市内在住、または在勤の親とその子ども(小学生)

○平成 30 年度製作品：木製の万能台作り

○平成 30 年度参加者数：13 組 30 名

② 勤労者文化体育事業費補助金

勤労者の福祉推進を図ることを目的に労働団体が行う公益性の高い文化、体育事業等労働福祉事業に係る経費の一部を補助。

③ 勤労者福祉サービスセンター事業費補助金

東三河地域の勤労者に対し、福祉推進を図ることを目的に補助対象団体が行う相談事業に要する経費の一部を補助。

○補助対象団体：愛知県労働者福祉協議会東三河支部

④ 東海労働金庫預託金

労働金庫への預託により勤労者の生活資金及び住宅資金の融資を促進し、福祉の増進と生活の安定を図る。

⑤ 生活資金貸付金利子軽減補助金

勤労者の生活の改善と向上のため東海労働金庫から教育資金等の融資を受けた勤労者に対し、利子を補助。

○制度概要

対象者	市内に居住する勤労者
対象経費	東海労働金庫の貸出業務規定に定める教育資金又は災害資金の貸付金
補助金の額	補助対象貸付金(500万円を超えるときは、500万円とする。)の毎月の償還時にかかる利子のうち年利1.0%に相当する額



「若年者就職支援事業」

第7節 三河港振興施策

1. 基本計画

(1) 基本指針

① 総合物流機能の強化

コンテナ貨物から完成自動車までを扱う総合的な物流機能を強化するため、耐震強化岸壁や、不足している自動車保管用地の早期整備を促進する。また、更なる港の利用促進を図るため、ポートセールスを推進する。

② みなとのにぎわいの創出

三河港周辺におけるにぎわいの創出のため、国際的な自動車港湾の情報発信拠点であるポートインフォメーションセンターを中心に、産業観光や広域観光につなげていく。

(2) 目標(平成 32 年度)

① 完成輸入自動車の取扱台数を 200,000 台にする。(平成26年実績 186,988 台)

② 年間コンテナ取扱量を 52,000TEU(※)にする。(ロシア航路を除く、平成26年実績 43,407TEU)

③ ポートインフォメーションセンターの年間来館者数 30,000 人を目指す。(平成26年度実績 28,728 人)

※TEU: Twenty-foot Equivalent Unit、20 フィートコンテナ換算

2. 三河港振興施策の概要

(1) 港湾関連対策事業【三河港振興会事業】

三河港の利用促進を目的に、三河港利用者に対して各種助成金事業等を実施している。

① 三河港輸入自動車助成金制度

三河港の完成自動車の輸入拡大を目的として、完成自動車の輸入を行う企業に対し、輸入台数に応じて助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	三河港神野地区又は明海地区において完成自動車の輸入を行う荷主
助成金の額	新規…乗用車 1 台につき 1,000 円(同一対象者への上限は 5,000 台) トラック・バス 1 台につき 5,000 円(同一対象者への上限は 200 台) ※ただし、ピックアップトラック、軽トラック、小型バスについては乗用車と同様の扱いとする。 継続…平成 25 年もしくは過去 3 年間の平均輸入台数を上回る台数 1 台につき 500 円(平成 26 年度より) (同一対象者への上限は 5,000 台)
期 間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで (但し、予算の限り有り)

○新規輸入自動車助成金交付実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用企業	3 社	2 社	1 社
対象台数	10,049 台	1,826 台	719 台
金額	10,245,000 円	2,366,000 円	719,000 円

○継続輸入自動車助成金交付実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用企業	7 社	3 社	2 社
対象台数	8,717 台	8,161 台	9,345 台
金額	4,358,500 円	4,080,500 円	4,672,500 円

② 三河港トランシップ自動車助成金制度

三河港のハブ機能強化を目的として、三河港で完成自動車のトランシップを行なう船社に対し、トランシップ自動車台数に応じて助成金を交付。

○助成金制度の概要

対象者	三河港神野地区を利用して、トランシップを行う自動車を運搬する自動車専用船を運航する船社または日本代理店等
助成金の額	荷揚げまたは荷積みの状況によりトランシップ自動車 1 台につき 400 円 (1 入港あたりの交付上限金額を 40 万円とし、同一対象者への交付上限金額は 300 万円)
期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで (但し、予算の限り有り)

○助成金交付実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用企業	1 社	2 社	2 社
対象台数	1,816 台	8,624 台	11,124 台
金額	726,400 円	3,449,600 円	4,449,600 円



「三河港豊橋エリア」

③ 三河港工場訪問型自動車購入モニター助成金制度(平成 26 年度～)

三河港における工場訪問型自動車納車システムを確立させるため、輸入自動車の新車整備を行う企業に対して助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	三河港神野地区または明海地区の新車整備施設で封印取付を行う封印者及び自動車を購入したオーナー等
助成金の額	納車セレモニー等の補助として、1 台につき最大 4 万円
期 間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで (但し、予算の限り有り)

○助成金交付実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用企業	1 社	1 社	1 社
対象台数	50 台	47 台	39 台
金 額	1,201,500 円	1,117,000 円	929,000 円

④ 三河港輸出入コンテナ助成金制度

三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的とし、定期航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対して助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	三河港の定期航路を利用してコンテナ貨物の輸出入をおこなう荷主等
助成金の額	1TEU あたり 1 万円 (同一対象者への上限は 50TEU/年度) ※県外貨物又は農林産物 (輸出のみ) の場合は 1TEU あたり 1 万 5 千円
期 間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで (但し、予算の限りあり)

○助成金交付実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用企業	27 社	18 社	11 社
助成数量	600TEU	223TEU	168TEU
金 額	6, 000, 000	2, 230, 000	1, 885, 000

⑤ 海外ポートセールス活動

三河港の利用促進及び新規航路誘致を目的として、海外の荷主や船会社に対して三河港振興会会長、コンテナ委員会委員長、関連企業などによりポートセールス活動を行っています。

○訪問実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問国	中国	香港・中国	韓国・中国

⑥三河港コンテナターミナルのPR活動

背後圏荷主や船社を対象に、コンテナ貨物の集荷及び新規航路誘致を目的としたコンテナターミナルの現地見学会等の実施及び展示会への出展。

○実施状況

年度	内容	参加人数
平成 26 年度	「ものづくり博 2014 in 東三河」出展	336 名
28 年度	「ものづくり博 2016 in 東三河」出展	4,500 名
30 年度	コンテナターミナル現地見学会 及び三河港セミナー2018	150 名
	「ものづくり博 2018 in 東三河」出展	4,000 名

※平成 28 年度は「海フェスタ東三河」の PR ブースも兼ねていた。

(2) 親しまれるみなとづくり推進事業

平成 21 年度までは、三河港船上セミナーを開催していたが、より多くの市民が港に訪れる機会を増やすため、平成 22 年度より、ポートインフォメーションセンターを拠点に港湾関係機関や企業などと連携した様々なイベントや市民講座などを定期的で開催している。

平成 30 年度は、三河港モーターショーをのんほいパークにて「オータムフェスタ」の開催に併せて実施した。

年度	回数	参加人数	備考
平成 26 年度	10 回	2,316 人	ガントリークレーン見学と船上セミナー、ボトルシップ作成教室、工場見学、モーターショー、海辺の小さなコンサート ほか
27 年度	12 回	5,907 人	ヒストリックカーミーティングとポートサイドウォーキング、ガントリークレーン操縦体験、ボトルシップ作成教室、工場見学 ほか
28 年度	11 回	11,655 人	夢のお仕事体験、竹島水族館による移動水族館、モーターショー、ボトルシップ作成教室、食物連鎖を学ぶチリモン講座、カモメリアお絵描き水族館ほか
29 年度	13 回	5,985 人	工場見学、三河湾モーターショー、ポートサイドウォーキング、竹島水族館による移動水族館、食物連鎖を学ぶチリモン講座、カモメリアお絵描き水族館ほか
30 年度	8 回	6,536 人	カモメリア春まつり、三河港モーターショー みなと写真連結プロジェクト、工場見学ほか

(3) ポートインフォメーションセンター「カモメリア」管理運営業務

小中学校の校外学習、市民団体、地元企業などによる利用や港湾関連イベントの会場としての活用などにより、三河港を身近に感じてもらい、親んでもらう施設として運営。

平成 28 年度は海フェスタ東三河の開催やクルーズ船「飛鳥Ⅱ」の初寄港等があり県内外から多くの来館者があった。

平成 30 年度はカモメリア春まつりの開催や小学校等の団体による見学が増加し、3 万人を超える来館者数となった。今後も、適切なサービスの提供や施設のリニューアルを図り、利用者に親しまれる施設にしていく。

①施設概要

- 開館 平成 17 年 7 月 26 日
- 敷地面積 2,657 m²
- 規模 鉄骨造 4 階建、延床面積 約 1,440 m²

②利用状況

- 平成 30 年度来館者数

開館日数	358 日		
来館者数	31,202 人		
	一般(個人)	24,289 人	昼間 23,971 人 夜間 318 人
	団体	6,913 人 (253 団体)	学校関係 3,887 人(61 団体) 官庁関係 814 人(35 団体) 施設見学会 199 人(5 団体) その他 2,013 人(152 団体)

※平成 28 年度は、海フェスタ東三河開催年度。

- 過去の来館者数

年度	開館日数	来館者数	1 日平均
平成 26 年度	359 日	28,728 人	80 人
27 年度	360 日	27,836 人	77 人
28 年度	359 日	110,390 人	307 人
29 年度	359 日	28,182 人	79 人



「ポートインフォメーションセンターカモメリア」

(4) 港イベント事業

三河港豊橋地区におけるイベントは、市民が港に触れられる機会の創出を目的に、豊橋港開港5周年の記念イベントとして昭和52年度から始まり、54年度から毎年継続して開催している。54～59年度は「港まつり」、60年度からは「みなとフェスティバル」として、平成11年度からは、7月20日「海の日」に開催している。また、節目の年はそれぞれ記念事業を開催している。

平成28年7月16日から7月31日までの16日間、東三河8市町村の連携により、各市町村にて海フェスタ東三河関連イベントが行われ、メイン会場であるライフポートとよはし及びポートインフォメーションセンターは多くの企業、団体による「海の総合展」のほか、東三河物産展、交流ステージなどを開催した。また、岸壁会場では、護衛艦、大型帆船などの一般公開や体験航海など様々なイベントを実施し、海フェスタ東三河全体では146万人の来場があった。

○みなとフェスティバル概要

年度	事業費 (千円)	市負担金 ・補助金 (千円)	行事内容	来場者数 (人)
平成26年度	14,591	10,800	海上自衛隊「しらゆき」「しまゆき」一般公開、蒲郡まつり花火観覧クルーズ、さかなクンのトークショー、帆船「オーシャンプリンセス」の三河港遊覧 ほか	42,500
27年度	12,099	5,500	巡視船「あつみ」一般公開、海洋環境整備船「白龍」一般公開、ウォーターボールチャレンジ ほか	35,750
29年度	10,890	6,000	巡視艇「あゆづき」一般公開、「たつみ丸」三河港クルーズ、東三河観光物産展、ポートバスツアー ほか	36,000
30年度	11,164	6,000	巡視船「いすず」一般公開、「たつみ丸」三河港クルーズ、東三河交流ステージ、ポートバスツアー ほか	36,000

※平成28年度は、みなとフェスティバルを実施せず、海フェスタ東三河を開催。

○海フェスタ東三河概要

会場	来場者数	主なイベント
豊橋市	598,388人	海の総合展、船舶の一般公開【海上自衛隊護衛艦「こんごう」、海技教育機構練習帆船「海王丸」など9船】、体験航海【海上保安庁大型巡視船「みずほ」など8企画】、東三河物産展など
豊川市	72,221人	ふれあい海洋クルーズ、豊川放水路分流堰施設見学会など
蒲郡市	233,003人	サンドアートフェスティバル、楽Sea教室 in 東三河など
新城市	44,046人	しんしろ軽トラ市のんほいロット、水と森の体感バスツアーなど
田原市	110,929人	スナメリまつり、親子釣り体験会、サンバ伊良湖2016など
設楽町	57,208人	奥三河食彩フェスタしたら、高齢者ゲートボール交歓会など
東栄町	28,218人	清流で遊ぼう！川遊びキャンプなど

豊根村	319,000 人	茶臼山インサマー遊ぼう！茶臼山！2016 など
合計	1,463,013 人	